

# 貸金庫の内容物に対する滞納処分

村上 憲 雄

〔税務大 学 校〕  
〔研 究 部 教 授〕

## 目 次

はじめに	5
第1章 序 説	7
1 貸金庫の意義	7
(1) 銀行取引における位置付け	7
(2) 貸金庫取引の契約内容	7
(3) 貸金庫の種類	9
(4) 貸金庫の開扉手続	9
2 貸金庫契約の法的性質	13
(1) 賃貸借契約説	13
(2) 寄託契約説	14
(3) 複合的契約説	15
3 貸金庫の内容物の占有と引渡請求権	18
(1) 貸金庫の内容物に対する銀行の占有の有無	18
(2) 利用者の銀行に対する内容物引渡請求権の有無	20
第2章 貸金庫の内容物に対する民事執行手続	23
1 民事執行の実務	23
2 執行方法に対する学説	26
(1) 債権執行説	26
(2) 協力請求権の差押え又は債権者代位権説	27
(3) 民事執行法123条2項適用説	27
3 小 括	30
第3章 貸金庫の内容物に対する滞納処分	32
1 滞納処分の実務	32
2 搜索の根拠条項等	34
(1) 銀行に所持がないとする場合	34
(2) 銀行に所持があるとする場合	35

3 小 括 .....	38
第4章 最高裁平成11年11月29日判決の考察 .....	41
1 事案の概要 .....	41
2 第一審判決要旨 .....	41
3 第二審判決要旨 .....	41
4 最高裁判決要旨 .....	42
(1) 貸金庫の内容物の占有関係 .....	42
(2) 銀行の共同占有の性質 .....	43
(3) 内容物引渡請求権の差押えの可否 .....	43
(4) 内容物引渡請求権の引渡方法 .....	44
(5) 内容物引渡請求権の特定方法 .....	45
(6) 北川弘治裁判官の補足意見 .....	45
5 最高裁判決の検討 .....	50
(1) 貸金庫契約の法的性質 .....	50
(2) 貸金庫の内容物の占有関係 .....	50
(3) 内容物引渡請求権と差押え .....	51
(4) 貸金庫の内容物の執行官への引渡方法 .....	52
(5) 内容物引渡請求権の特定方法 .....	53
第5章 今後の滞納処分の方 向 .....	57
1 概 説 .....	57
2 銀行が動産執行に応じる場合の滞納処分 .....	57
(1) 徴収法56条に基づく動産執行 .....	57
(2) 小 括 .....	58
3 銀行が動産執行に応じない場合の滞納処分 .....	61
(1) 徴収法58条の適用について .....	61
イ 徴収法58条の意義と要件 .....	61
ロ 共同占有者に対する徴収法58条適用の可否 .....	62
ハ 引渡命令対象財産の一括特定の可否 .....	62

ニ 換価対象財産以外の財産の混在について .....	64
ホ 徴収法58条の引渡命令における引渡方法 .....	65
ヘ 銀行の対応等 .....	65
(2) 貸金庫の搜索手続 .....	66
(3) 内容物引渡請求権に対する滞納処分 .....	67
イ 内容物引渡請求権の差押えの可否 .....	67
ロ 内容物引渡請求権の取立て .....	68
終わりに代えて .....	72
参考資料 .....	74

## はじめに

貸金庫契約の法的性質については、これを賃貸借契約と解する説と寄託契約と解する説が対立し、通説は、貸金庫を目的とした賃貸借契約と解し、その内容物については銀行には占有がないと考えられてきた。この通説の論理に従うと、強制執行の場においては、貸金庫の内容物は利用者の単独占有にある財産として直接の動産執行の対象となり得ると解される。しかし、現実には貸金庫が銀行の支配する建物内の貸金庫室に在り、銀行と利用者の双方が解錠しないと貸金庫を開扉できないシステムとなっていることから銀行の協力なしに内容物の差押えを行うことは困難な状況にあった。然るに、銀行は貸金庫契約上の善管注意義務を負うとして、銀行が利用者の承諾なくして右動産執行に応じて貸金庫を開扉することは、利用者に対する関係で債務不履行になると解されていたことから、銀行が動産執行に応じて貸金庫を解扉することは期待し得ないところであった。このため、貸金庫は、その安全性や秘匿性から貴重品や高価品等の保管場所とされている可能性が高いにもかかわらず、利用者の債権者はこれらの財産からの債権回収の途を閉ざされ、私人間の契約において事実上の差押禁止財産を創設するに等しいとの問題指摘がなされていた。

滞納処分においても、貸金庫の内容物については、銀行に占有がないとする右通説に沿って利用者（滞納者）の単独占有にあり、ひいては単独所持あるものとして国税徴収法（以下「徴収法」という。）56条による差押えの対象とされ、また、右差押えに際し必要があるときは、同法142条1項に基づいて貸金庫を滞納者の（支配する）物として搜索することが可能と解されてきた。

しかしながら、貸金庫の内容物に対する差押えや貸金庫の搜索においても、先に述べたように貸金庫が銀行の貸金庫室内に設置され、利用者と銀行のそれぞれにより二重に施錠されているという実態から、現実には銀行の協力なしにこれを開扉することは困難となっていた。

この貸金庫について、最高裁平成11年11月29日第二小法廷判決（以下「本判

決」という。)は、貸金庫の内容物につき銀行は利用者と共同して民法上の占有を有すると判示した上で、利用者の債権者が、利用者の銀行に対する貸金庫の内容物引渡請求権を差し押さえて、これを取り立てるという債権執行手続によって、貸金庫の内容物に対する新たな強制執行の途を開いた。

この民事執行手続における本判決の理論構成が、貸金庫契約に対する一般的判断として滞納処分にも射程距離が及ぶとすれば、通説に沿って貸金庫の内容物については銀行に占有がないことを前提としてきた従来の滞納処分の考え方は変更を余儀なくされ、また、他方では、貸金庫の内容物を占有する銀行をして徴収法58条の引渡命令の相手方とする余地が生じるなど、貸金庫の内容物に対する新たな滞納処分の方途が開かれる可能性がある。

そこで、本稿では、民事執行と滞納処分の手続を比較検討するとともに、滞納処分における本判決の意義・射程を考察し、今後の滞納処分のあり方について論及する。

本稿の構成は、第1章において貸金庫契約の内容・意義を明らかにし、その法的性質について学説等を整理する。第2章において民事執行の実務の取扱い並びに学説等を、第3章において滞納処分の実務とその考え方を整理・検討する。第4章においては本判決を考察し、以上を踏まえて、第5章において、今後の滞納処分の考え方・方向性について私見をまとめてみたい。

# 第1章 序説

## 1 貸金庫の意義

### (1) 銀行取引における位置付け

貸金庫取引は、銀行法等において銀行等の付随業務又は併營業務として定められているところの「保護預り」と称される銀行取引の一形態である（銀行法10条2項10号、長期信用銀行法6条3項7号、信託業法5条1項1号、信用金庫法53条3項9号）。

この保護預りは、大別すると、利用者が銀行に預け入れる目的物の内容を明示して保管を依頼する「披封預り<sup>(1)</sup>」と呼ばれるもの、利用者が銀行に預け入れる目的物の内容を明示しないで封緘物として保管を依頼する「封緘預り<sup>(2)</sup>」と呼ばれるもの及び「貸金庫」の3つの類型に分けられ、それぞれ形態や性格を異にしている<sup>(3)</sup>。また、披封預り及び封緘預りの両者をして「狭義の保護預り」と称されることがあるが、この呼称は、保管の目的物について銀行が保管義務を負うと解される披封預りや封緘預りについて、これを負わないと解される貸金庫を含む「保護預り」とで法的性質の違いによって区分することに意味を持つものと解される。この他、銀行等が扱う保管業務として「セーフティ・バック（セーフティ・ケース）<sup>(4)</sup>」取引や「国債等公共債の保護預り<sup>(5)</sup>」取引があるが、これらを含めて保護預りと称される場合もある。

この銀行等における保護預りの制度は、他人のために物品を保管するという意味において倉庫営業と業務を同じくするが、銀行法がこれを銀行業務の付随業務と規定していることから、貴金属や有価証券等のように容積の小さな貴重品のみを保管の目的物としており<sup>(6)</sup>、これを主たる営業として大規模に行うことができないという点において倉庫営業とは異なるものと解されている<sup>(7)</sup>。

### (2) 貸金庫取引の契約内容

貸金庫取引の基本的内容は、銀行が建物内の金庫室に個々に鍵のかかる独立したキャビネット（貸渡保護函・貸金庫保護函等と呼ばれることもある、以下「貸金庫」という。）を設置し、この中の特定の貸金庫を利用者に貸し渡して使用させ、利用者は銀行にその使用料を支払うというものである<sup>(8)</sup>。

貸金庫契約においては、利用者は自己が借り受けた特定の貸金庫に現金・有価証券・貴金属等を格納することができ、また、利用者は同人が所持する専用の鍵と銀行側が所持する鍵とで随時に貸金庫を開扉して、その格納物の出し入れを自由に行うができる。しかも、利用者と銀行との間には、「披封預り」や「封緘預り」のように保管のためにする格納物の引渡しやその返還という行為が存在せず、銀行は、格納物の出し入れには一切立ち会わないとされる。このことから、銀行は、利用者が貸金庫内にどういふ物を格納しているかということについて全く関知しないシステムとなっている。

他方、銀行は、利用者に対して、利用者が格納物の出し入れを行う際に貸金庫の開扉に協力する義務とその格納物が入れられた貸金庫全体を安全な状態に保つという維持義務を負うとされる<sup>(9)</sup>。この安全維持義務については、銀行と利用者の中に「披封預り」や「封緘預り」のように格納物自体についての保管の合意がないことから格納物自体について直接の責任を負うものではないが、貸金庫全体を安全に維持するということを介して、銀行は、その格納物について間接的に善管注意義務を負うと解されている<sup>(10)</sup>。

この他、銀行には、銀行取引全般を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならないとする秘密保持の義務があり<sup>(11)</sup>、他の銀行取引と同様に貸金庫取引においても利用者に対して守秘義務を負うことになる<sup>(12)</sup>。

貸金庫取引の目的は、端的には物の保管ということにあるが、その特徴とするところは、利用者は、耐火・耐水・耐震等の設備を持った安全・堅牢な金庫室内に有価証券・貴金属等の物品を格納できるという安全性と、

銀行が、貸金庫を開扉できるように協力はするが貸金庫の開閉や格納物の出し入れには直接関知せず、銀行にも内容を知られないという秘匿性を兼備しているという点にあり、これが利用者のニーズとも合致し利用が図られているものと解される<sup>(13)</sup>。

### (3) 貸金庫の種類

貸金庫は、利用者の所持する鍵と銀行の所有するマスターキー（銀行鍵）の2つがないと開扉できない「従来型貸金庫」と呼ばれるものが中心であったが、近時は、必ずしも銀行員が貸金庫の開扉に立ち会ってマスターキーで開けるという方法を取らずに、暗証番号とカードを使用することにより利用者の正鍵だけで貸金庫を開扉できるものなども設置されている。これらは、従来型貸金庫と銀行の関与程度や開閉手順が異なることから、一般に「新型貸金庫」や「全自動型貸金庫」と呼ばれ従来型貸金庫と区別されることもあるが貸金庫契約の基本的内容は従来型貸金庫と変わらないものと解される。

これまで、貸金庫をめぐる問題提起は、従来型貸金庫の取引形態に関連して議論が展開され、本稿で取り上げる最高裁判例も従来型貸金庫について下された判断である。本稿は、この従来型貸金庫をめぐる諸問題に考察を加え、従来型貸金庫に対する今後の滞納処分の在り方等について検討を予定している。なお、新型貸金庫や全自動型貸金庫も貸金庫契約の基本的性質は、従来型貸金庫と共通するものがあり、これらの金庫に対する滞納処分においても本考察が参考になるものと思われる。

### (4) 貸金庫の開扉手続

従来型貸金庫には、正鍵・副鍵・マスターキーの3本の鍵が存在しており、このうち、正鍵は、利用者に交付され同人が保管・所持し金庫の開扉に使用する。副鍵は、利用者と銀行が立会いの上で鍵保管袋に入れ届出印章により封印して銀行が保管し、万一のときに使用する<sup>(14)</sup>。また、マスターキーは、貸金庫を二重に施錠するために設けられているもので銀行が所持・保管している。

貸金庫の開扉は、利用者の所持している正鍵と銀行の保管しているマスターキーの双方を併せて使用しないと開扉できない仕組みとなっており、利用者単独では、自由に貸金庫を開扉することができず、利用に当たっては、その都度、銀行に貸金庫の開扉についての協力を依頼することとなる。一方、銀行は取引先の申出のない限り一人では貸金庫を開扉することができない契約となっている<sup>(15)</sup>。

利用者が貸金庫を利用する場合の手順は、銀行によってやや異なるところもあるが、一般的には、所定の開庫依頼書に届出印を押印して提出する。銀行は印章称号を照合のうえ利用者本人であることを確認する。銀行は、利用者を貸金庫室に立ち入らせ、利用者の正鍵とマスターキーを使用して貸金庫を開扉し収納箱の出し入れが可能な状態にする。利用者は、格納品の出し入れを行う。というものである<sup>(16)</sup>。

- 
- (1) 「開封保護預り」・「開封預り」とも呼ばれる。銀行が、利用者から保管目的物を入れた容器（袋）等を開封した状態で提供を受け、保管目的物の品質及び数量等の内容を明らかにした上でその目的物を保管する方法である。銀行は保管目的物の内容について責任を負うこととなり、契約型としては典型的な有償の寄託契約（民法657条）に属するとされている（田中誠二「新版銀行取引法・4全訂版」271頁・平成2年、西原寛一「金融法」251頁・昭和48年、木内宣彦「金融法」349頁以下・1993年）。
  - (2) 「密封保護預り」・「密封預り」とも呼ばれる。利用者が、保管目的物を容器に入れ封緘をした状態（一般には、保管目的物を封緘袋等に封入して糊付け割印がなされる。）で保管を依頼するもので、銀行は、封緘物の保管を引受けるものとされている。このため、銀行としては、保管目的物の内容については全く関知せず、封緘袋等の個数を確認したうえで保管を引受け、返還に際しても封緘に異常なく返還すれば足り、保管目的物の内容の相違や不足については責任を負わないとされる（商法595条参照）。契約型としては有償の寄託契約に属するとされている（田中誠二「前掲注1」271頁、西原寛一「前掲注1」252頁、木内宣彦「前掲注1」350頁）。
  - (3) 銀行法には、保護預りの内容について具体的な規定はなく、銀行法施行規則18条2項関係別紙様式「業務報告書」のなかに、披封預り、封緘預り、貸金庫の3種類が挙げられている（銀行業務研究会編「新銀行法規集」71頁・昭和57年）。
  - (4) 利用者が銀行所定の鍵のかかる持運び可能な収納バッグまたはケースを使用して

保管物を収納し、これを銀行に預ける方式で、封緘預りと貸金庫の中間形態のものとされる(田中誠二「前掲注1」271頁、宮下文秀「金融取引法大系・第3巻〔為替・付随業務〕」鈴木祿弥ほか編310頁・昭和58年)。全国銀行協会連合会(以下「全銀協」という。)昭和56年9月1日全事第26号通達「保護預り規定(セーフティ・バック)ひな型の制定について」金法696号26頁、高田輝男「同通達解説」金法969号27頁、高木伸「保護預り規定(セーフティ・バック)ひな型の制定と逐条解説」手形研究317号19頁以下。

- (5) 国債等公共債の保護預りは、国債等公共債の窓口販売業務の一貫として認められたもので、開封保護預りに近いと解されているが独自の性質を有し、銀行が多数の寄託者から国債などを預けられた場合に、同種のを混合した状態で保管することから、混蔵寄託とも呼ばれる。(小山嘉昭「銀行法」222頁以下・平成4年、田中誠二「前掲注1」333頁参照)全銀協昭和57年12月28日全事第32号通達「保護預り規定(国債等公共債)ひな型の制定について」金法1014号35頁。
- (6) 銀行法10条2項10号は、銀行の保護預り対象を有価証券・貴金属その他物品と定める。
- なお、別添参考資料「全銀協制定の貸金庫規定ひな型」の1条では、格納品の範囲として、公社債券、株券その他有価証券、預金通帳・証書、契約証書、権利書その他重要書類、貴金属、宝石その他貴重品、前項に掲げるものに準じて認められるもの、と規定する。
- (7) 小山嘉昭「前掲注5」221頁、田中誠二「前掲注1」270頁、西原寛一「前掲注1」251頁。
- (8) 一般的に、使用料は年額で定められ、貸金庫(キャビネット)の容積に応じた価額設定となっている。
- (9) 木内宣彦「前掲注1」350頁、田中誠二「前掲注1」271頁。
- (10) 小倉博「貸金庫」裁判実務大系(22)〔金融信用供与取引訴訟法〕塩崎勤編192頁・1993年、林部實「保護預り・貸金庫の法的性質」新銀行実務判例総覧1017頁・1997年、上野隆司「貸金庫と差押」金法689号68頁、西尾信一「保護預りおよび貸金庫」新銀行実務総合講座62頁・昭和62年、上野隆司「貸金庫の内容物に対する差押えの可否」現代裁判法大系〔24〕塩崎勤ほか編269頁以下・平成10年。
- (11) 河本一郎「銀行の秘密保持義務」金法744号4頁以下、高木多喜男「金融取引Q & A」48頁・平成12年。

西原寛一教授は「銀行その他金融機関は顧客との間になした取引およびこれに関連して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。」とし、これは単なる道徳的義務ではなくて法的義務であると述べておられる「前掲注1」76頁。この義務は、実体法上の規定はないが取引契約上の義務及び慣習法を根拠としていると解されている。

なお、判例として、貸金庫の貸主に対して秘密保持義務違反の責任が認められた

---

事例〔東京地裁昭和46年2月12日判決（金法626号32頁、判時637号54頁）〕、預金取引において銀行の守秘義務違反が認められた事例〔東京地裁昭和56年11月9日判決（金法1015号45頁）〕がある。

- (12) 和田照男「貸金庫取引をめぐる諸問題」金法1551号38頁。
- (13) この秘匿性から、貸金庫は、脱税関係の資金や資料のプール場所等として使用されているのではないかとの疑念を持たれていた〔本判決の判例評釈（判時1694号4頁・金法1567号10頁）〕。
- (14) 副鍵の使用について、別添参考資料「全銀協制定の貸金庫規定ひな型」の12条参照。
- (15) 別添参考資料「全銀協制定の貸金庫規定契規定ひな型」の5条参照。
- (16) 宮下文秀「前掲注4」307頁、大西武士「銀行の貸金庫内の収納物に対する仮処分」判例金融取引法（下巻）453頁・1990年、澤重信「銀行法務21」523号27頁。

## 2 貸金庫契約の法的性質

貸金庫契約の法的性質については、貸金庫内の格納物（以下「内容物」ということがある。）が誰の占有下にあるかという問題、すなわち、銀行にも占有があるか否かという議論と関連して、これを貸金庫〔場所（空間）又は物〕の賃貸借契約と解する見解、動産（貸金庫の内容物）の寄託契約と解する見解、これらの複合的な契約と解する見解があるが、賃貸借契約とする見解が通説とされる<sup>(17)</sup>。以下、諸説を概観する。

### （1）賃貸借契約説

貸金庫契約は、銀行が貸金庫を利用者に貸与してこれを使用させることにより、その対価の支払いを受けることを内容とするもので、その法的性質は、賃貸人が賃借人に目的物を使用収益させ、その対価を賃借人が支払う債権関係によって成立しているとして貸金庫を目的物とした賃貸借契約であるとする見解である<sup>(18)</sup>。

この説においては、貸金庫契約は、銀行の建物内の貸金庫という安全な場所を利用者に貸与し、これを自由に使用させるもので、銀行は、貸金庫に格納される目的物について保管のためにする引渡し又は返還という行為に携わることはなく、貸金庫自体を安全な状態に保つという義務（民法400条）と貸金庫の開閉に協力するという義務を負うが<sup>(19)</sup>、貸金庫内の内容物そのものについては全く責任を負わないとされる<sup>(20)</sup>。一方、利用者は、銀行に貸金庫の使用料を支払う義務を負担し、貸金庫をその用法に従って使用収益する権利・義務を持ち、また、その使用に関し用法違反やその他故意・過失によって銀行に損害を与えたときは、損害賠償責任を負うこととなる。

貸金庫契約を賃貸借契約と解する学説の根拠を整理すると、銀行は、披封預りや封緘預りのように保管のためにする物品の引渡し又は返還ということに携わることがなく、また、貸金庫の内容物については全く関知していないことから、内容物そのものについて保管を引き受けるものでなく、これを支配する意思がないこと、貸金庫の使用料が内容物の種類や

数量によって定められるのではなく定額であること<sup>(21)</sup>、利用者が貸金庫の中に物を収納しなかった場合にも契約が成立し、かつ、内容物が取り出されても契約期間中は契約が存続すること、利用者は、銀行の協力がないと貸金庫を開扉できないが、この銀行の協力は、貸金庫自体を安全に保持する契約上の義務の履行に過ぎず、内容物そのものについて自己のためにする支配関係を持つものではないこと、等が挙げられる<sup>(22)</sup>。

また、貸金庫契約の具体的約定については、全銀協において貸金庫規定ひな型が制定されているところであるが<sup>(23)</sup>、このひな型においては、「借主」という言葉が用いられ、賃貸借契約の約定形式が採られており、更に、同ひな型制定に係る全銀協通達文においては、「貸金庫取引は格納場所の賃貸であり、格納品そのものを預かるものではないことを、特に説明するなど周知徹底をはかる」との表現がされ、賃貸借契約を前提にした規定であることを明確にしている<sup>(24)</sup>。

なお、賃貸借契約説の立場にあっても、賃貸借の目的物が何であるかについては見解が分かれ、賃貸借の目的物は貸金庫という場所（空間）であるとする見解<sup>(25)</sup>と貸金庫（貸金庫保護函・キャビネット）という動産であるとする見解<sup>(26)</sup>の二つの考え方があるが賃貸借と解する点において同義であり、内容物の占有関係については差異は生じない。

## （２）寄託契約説

寄託契約は、物の保管、すなわち受託者が受寄者から目的物を預かり、自己の支配（占有）において、その現状維持・保全のための労務を提供することを約するものであり、寄託契約においては、受託者は、目的物の保管義務（民法657条）を負うことになる。したがって、保管義務がなく単に自分の管理する保管場所を提供するだけの場合は、寄託ではなく場所ないし設備の使用貸借が賃貸借であると解される<sup>(27)</sup>。寄託契約説においては、銀行が貸金庫の内容物についても直接に保管義務を負うと解されることになる。この学説はドイツにおいて提唱されていたとされるもので<sup>(28)</sup>、我が国においては、貸金庫契約を純粋な寄託契約とする学説等は見当たらず

ない。

### (3) 複合的契約説

貸金庫契約の法的性質を、賃貸借契約を根幹としつつも寄託契約の側面を含んだ無名契約と解し、複合的な契約として捉えようとする見解である。

この見解では、貸金庫は、銀行の建物内の貸金庫室に存在し、銀行が建物や金庫室への立ち入りを拒んだら、利用者としては、内容物を取り出すことができない。その意味において、銀行はその建物の金庫室内のキャビネットという二重・三重のオプラートに包んで内容物を実際に所持しているのであり、銀行が内容物に全く関与していないとは言い切れないこと、利用者としても、単に貸金庫を賃借するというのではなく、銀行の貸金庫なら安全だという信頼感に基づいて貸金庫契約を締結すること等、これらの貸金庫契約の特殊性を考慮すれば、貸金庫契約は、キャビネットの賃貸借という側面を根幹としつつも、利用者が、銀行に対して金庫室内への立ち入りを請求し、キャビネットの引渡し、ひいてはキャビネット内の内容物の引渡しを請求する権利を有し、銀行はこれに応じる義務があり、寄託契約の側面を含んだ無名契約であると考えるのが妥当であるとされる<sup>(29)</sup>。

また、甲斐道太郎教授は、基本的には賃貸借契約と解しながらも「貸金庫は銀行の建物の内部にあり、当該取引先に貸した部分を含めて全体として金庫室は銀行の支配下にある。したがって銀行としては、内容物については直接に保管義務を負わないにせよ、金庫そのものについては善良なる管理者の注意をもってその安全を保持する義務を負っている。いわば間接的には目的物の安全保持義務を負っているわけで、その限りでは寄託に準ずる面があるともいえよう。」として、銀行が貸金庫自体の安全な保管ということを紹介して事実上、内容物の安全保管義務をも負っていて、その限りで寄託に準じる面があると指摘しておられる<sup>(30)</sup>。

---

(17) 香川保一ほか監修「銀行窓口の法務対策2800講(上巻)」1145頁・平成10年、大西

- 
- 武士「保護預りの法律的性質」銀行取引法講座(上)388頁以下・昭和51年、上野隆司「前掲注10」金法689号68頁、東京地裁昭和46年2月12日判決の判例評釈(前掲注11)金法626号32頁。
- (18) 我妻栄「債権各論中巻(2)」702頁・1987年、松本暉男「寄託契約」契約法大系(特殊契約)3頁・昭和48年、竹田省「金庫契約に就て」商法の理論と解釈376頁・昭和44年、西原寛一「前掲注1」252頁、田中誠二「前掲注1」271頁、星野英一「民法概論(契約)288頁・昭和52年、内田貴「民法・債権各論」283頁・1999年、明石三郎「新版注釈民法(16)」幾代通=広中俊雄編309頁・平成元年、吉原省三「銀行取引の知識」178頁・昭和56年、加藤一郎ほか編「銀行取引」361頁・昭和58年、時岡泰「保護預りに関する諸問題」金法492号5頁。
- (19) 本章1(2)参照。
- (20) 宮下文秀「前掲注4」309頁、時岡泰「前掲注18」金法492号4頁、北原重信「貸金庫取引の法律関係」判例・先例金融取引法(新訂版)571頁・1988年、判例評釈「前掲注13」判時1694号4頁。
- (21) 収納物がない場合も使用料の支払いが必要であり、使用料は貸金庫の容量で異なっている(前掲注8参照)。
- (22) 清水信雄「貸金庫の在庫物の現状維持を目的とする仮処分」判時790号14頁、蓮井良憲「貸金庫契約」現代契約法大系(遠藤浩ほか監修)323頁・昭和59年、判例評釈「前掲注13」判時1694号4頁。
- (23) 別添参考資料「全銀協制定の貸金庫規定ひな型」参照、小松博親「貸金庫規定ひな型の制定について」金法891号13頁以下。
- (24) 小松博親「前掲註23」15頁。
- (25) 小山嘉昭「前掲注5」222頁、鈴木正和「保護預り、貸金庫の管理事務とチエックポイント〔第1回〕」金法1230号24頁。
- (26) 貸金庫契約における貸借の目的物は、「銀行が貸与した『保護函』であり、これを厳密に表現すれば、『貸渡保護函』というスチール製のキャビネット(動産)のほか、この函を格納する特定の壁面(不動産の一部)とこの壁面の扉を開く鍵(動産)と、さらには金庫室内への立ち入りおよび施設の利用権とが複合したものである。」とされる(松本崇「保護預り制度と契約類型論(上)」手形研究316号32頁)。
- (27) 我妻栄「前掲注18」702頁。
- (28) 竹田省「前掲注18」375頁、明石三郎「前掲注18」309頁、甲斐道太郎「保護預り物」金法615号9頁。
- (29) 小倉博「貸金庫」裁判実務大系(22)[金融信用供与取引訴訟法]塩崎勤編193頁以下・1993年。

なお、銀行の貸金庫ではないが、同様な形態が採られる倉庫業者のトランクルーム契約について、傍論ながら、「キャビネットの使用を認めると共に、キャビネットの保管を託されているものと理解される。」とした裁判例がある〔東京地裁昭和55年

---

7月28日判決（判時987号61頁、金判621号43頁以下）】。

- (30) 甲斐道太郎教授は、貸金庫取引においては、「銀行は取引先に金庫室の一定の空間ないし施設を自由に使用せしめるのであり、函ないし抽出しが空であっても契約が存続することからみても、賃貸借と考えることができよう。しかしながら、このことからただちに貸金庫をめぐる諸問題に賃貸借の規定のみを適用したり、寄託とは全く異なるものとして取り扱ったりしてよいという結論を引き出すのは問題である。」とも指摘されている（「前掲注28」9頁）。

### 3 貸金庫の内容物の占有と引渡請求権

#### (1) 貸金庫の内容物に対する銀行の占有の有無

貸金庫の内容物が誰の占有下にあるかについて、利用者に占有があることについては異論がない、問題とされるのは銀行の占有の有無である。貸金庫契約の法的性質を賃貸借契約と解する通説の立場では、これと不可分一体の結論として、銀行には、単独占有はもとより利用者との共同占有もないという見解が採られる<sup>(31)</sup>。

一方、貸金庫契約の法的性質を寄託契約と解する立場では、貸金庫の内容物は銀行に占有があることになる。また、貸金庫契約の法的性質につき寄託的な側面を含んだ無名契約であるとして複合的な契約と解する立場〔本章2(3)〕からも、銀行は貸金庫の内容物について取引先と共同して民法上の占有を有しているとする見解が採られる<sup>(32)</sup>。

通説が銀行の占有を否定する根拠として、賃貸借契約においては、一般に賃貸借の目的物自体については貸主が間接占有(代理占有)を借主が直接占有を有すると解され、また、賃貸借の目的物が建物やその他容器であるときは、貸主は建物その他容器については間接占有を有するが、建物や容器内の収納物については何ら占有を有しないと解するのが民法の原則であるということにある。これを貸金庫契約でみると賃貸借の目的物である貸金庫自体は銀行の間接占有にあるが、その内容物について銀行は何ら占有を有しないとすることになる<sup>(33)</sup>。

また、民法180条の法文上、占有が成立するためには「自己の為にする意思」と「所持」の二つの要件を必要とするが、貸金庫契約においては、銀行は貸金庫の開扉に協力はするものの内容物の出し入れは全て利用者が行い、銀行はこれに全く関知せず、具体的にどのような物が格納されているか知り得ない立場にあり、このことからすると、銀行は内容物について自己の利益のためにする支配関係を持たず、民法上の「自己の為にする意思」という要件を欠いているということにあると解される。

更に、「所持」の要件についても、これを銀行が有しているか否かにつ

いては見解が分かれる。一般に、所持は、物が社会観念上その人の事実に支配に属すると認められる客観的關係が存することによって成立し、動産にあつては、物理的支配ないし把持があることによって社会観念上も所持が認められている<sup>(34)</sup>。これを貸金庫契約でみると、貸金庫は銀行の管理する施設内に設置されており、銀行がマスターキーによる施錠を解かなければ、利用者は貸金庫を開扉できないという意味で、事実上・外形上、銀行の物理的支配が及んでいると解され、銀行の所持については、これを肯定する見解が多数説である<sup>(35)</sup>。また、本判決の一審判決も貸金庫の内容物について銀行の占有は否定したが所持があることは認めている<sup>(36)</sup>。

これに対し、貸金庫契約の法的性質を賃貸借契約とする見解を貫く立場では、一般に、建物その他容器の賃貸借においては、貸主に賃貸借の目的物自体に間接占有はあってもその中の動産等について貸主には何ら占有がないものとして、建物内の動産等について借主（居住者）に対する直接の動産執行が許されるのと同様に、貸金庫の内容物についても利用者に対する直接の動産執行を認められるとする見解がある<sup>(37)</sup>。この立場では、民事執行法は、債務者に対する動産執行は同人の単独占有（後述するごとく民事執行法においては単独所持を意味する。）を前提にしていることから、銀行の所持は否定されるものと解される。

このように我が国の民法の法文上（同法180条）は、占有権の取得につき、「所持」のほかに「自己の為めにする意思」という要件の二つを必要とする、いわゆる主観説を建前としていることから、貸金庫契約を賃貸借契約と解する通説の立場では、これらの要件の双方あるいはいずれかを欠き、貸金庫の内容物に対する銀行の占有は否定されることとなる。

しかしながら、占有の要件とされる「自己の為めにする意思」については、この意思的要素をできるだけ緩やかに解するのが通説・判例の立場とされ<sup>(38)</sup>、近時の有力な学説には、占有の意思についてこれを所持の意思の中に解消せしめようとする見解等がある<sup>(39)</sup>。これらの見解に立てば、客観的に事実に支配關係を有していると認められることによって占有が肯定

されることとなり、貸金庫契約においても、貸金庫が銀行の管理する建物の貸金庫室内に設置され、銀行の協力が得られなければ利用者は内容物を取り出せないのであるから、その内容物についても銀行の事実上の支配が及んでいるものとして所持が肯定され、ひいては占有が肯定されるものと解される。また、占有権の取得は、所持という客観的事実をもって足り特別の意思を要しないとす、いわゆる客観説の立場に立つ場合<sup>(40)</sup>も同様の結論が得られ、貸金庫の内容物に対する銀行の占有が認められることになる

## (2) 利用者の銀行に対する内容物引渡請求権の有無

貸金庫の内容物に対する強制執行においては、当該内容物に対する銀行の占有の有無と関連して、利用者の銀行に対する内容物引渡請求権の有無が問題とされる。貸金庫の法的性質をめぐる議論は、利用者の銀行に対する内容物引渡請求権の有無をめぐる議論といっても過言ではなく、この有無は貸金庫の内容物に対する強制執行の方法に重大な影響を与える。すなわち、利用者に内容物引渡請求権があるとするれば、後述のごとく、利用者の債権者はこの内容物引渡請求権を差し押さえることによって、貸金庫の内容物に対する強制執行の途が開かれることになる。

この点について、貸金庫契約の法的性質を賃貸借契約と解する通説の立場では、銀行が貸金庫の内容物に対する占有を有しないことから、占有のない物については引渡しの方法も、また、その義務もなく、利用者は所有権に基づく返還請求権としても契約上の返還請求権としても、銀行に対する内容物引渡請求権を有しないと解される<sup>(41)</sup>。

これに対し、貸金庫契約の寄託的側面を考慮すべきとして複合的な契約と解する立場では、銀行にも民法上の占有が認められる以上、利用者は銀行に対する内容物引渡請求権を有するものと解される<sup>(42)</sup>。

また、上野隆司弁護士は、基本的には賃貸借契約説に立ち、銀行は貸金庫の内容物に対し直接的に保管義務を負っていないし支配もしていない。しかしながら、銀行はその建物内の金庫室備え付けのキャビネットという

二重・三重のオブラートに包んでその内容物を実際に所持しているのであり、もし、銀行が貸金庫の開扉に協力しなければ、利用者は事実上これを取り出すことができないという関係にある。このような実態を考察するとき、利用者の銀行に対する引渡請求権が認められるべきであるとして、貸金庫の特殊性に着目して、差押えとの関係で、利用者の銀行に対する内容物引渡請求権を肯定されている<sup>(43)</sup>。

この他、民事執行法関係の学説の立場からは、貸金庫契約の法的性質をどのように解するかは別として、貸金庫の内容物に対する動産執行において銀行の協力を得られない場合にも強制執行の方法を確保すべきとする見地から、利用者の銀行に対する内容物引渡請求権の存在を肯定し、これに対して債権執行を行うとする見解が有力に説かれる<sup>(44)</sup>。

(31) 本田晃「大阪高裁平成7年11月22日判決の判例評釈(平成8年度主要民事判例解説)」判タ945号279頁、時岡泰「前掲注18」金法492号5頁、甲斐道太郎「前掲注27」金法615号10頁、宮下文秀「前掲注4」309頁、大西武士「前掲注17」389頁、西尾信一「前掲注10」62頁、鈴木正和「前掲注25」金法1230号24頁。

また、本判決の一審判決である大阪地裁平成7年3月17日判決(金法1446号41頁)は、銀行の占有を否定していた。なお、札幌地裁小樽支部昭和62年10月31日決定も否定しているとされる(金法1203号31頁)。

(32) 小倉博「前掲注30」194頁。

(33) 大西武士「前掲注16」判例金融取引法(下巻)457頁以下・1990年。

(34) 我妻栄=有泉亨「新訂物権法」465頁・1983年。

(35) 大西武士「前掲注16」458頁、上野隆司「貸金庫の内容物に対する差押えの可否」現代裁判法大系〔24〕塩崎勤ほか編270頁以下・平成10年、判例評釈(前掲注20)判時1694号4頁、本田晃「前掲注31」判タ945号278頁。

(36) 大阪地裁平成7年3月17日判決「前掲注31」金法1446号41頁。

(37) 座談会「民事保全をめぐる実務上の諸問題と対応策」松山文彦判事の発言・金法1409号113頁、菅野佳夫「貸金庫契約の問題点(下)」判タ585号27頁、甲斐道太郎「前掲注28」金法615号13頁。

(38) 我妻栄=有泉亨「前掲注34」467頁、田中整爾「物権法(第2版)」286頁、広中俊雄「物権法(第2版増補)」163頁・1987年。

(39) 例えば、船橋諄一「物権法」285頁以下・昭和63年、星野栄一「民法概論」87頁・昭和59年、内田貴「民法(第2版)総則・物権総論」383頁・1999年、伊藤滋夫「財産法(第2巻)」遠藤浩ほか監修257頁以下・1997年。川井健「民法教室・物権法」

---

149頁。

- (40) 於保不二雄「物権法(上)」168頁・昭和41年、川島武宜「民法(総論・物権)」113頁以下・昭和37年、鈴木祿弥「物権法講義(4訂版)」87頁以下・1996年。
- (41) 大阪地裁判決「前掲注31」、札幌地裁小樽支部決定「前掲注31」。
- (42) 小倉博「前掲注30」197頁以下。
- (43) 上野隆司「前掲注10」金法689号69頁、上野隆司「貸金庫の内容物の差押え」金法1448号5頁、上野隆司「前掲注35」272頁以下。
- (44) 座談会「前掲注37」石畔重次弁護士ほか発言・金法1409号114頁、宮脇幸彦「強制執行法(各論)」64頁・昭和53年、住吉博「注解民事執行法(4)」鈴木忠一＝三ヶ月章編集654頁・昭和60年、近藤崇晴「注釈民事執行法(6)」香川保一監修755頁以下、中野貞一郎「民事執行法(新訂4版)」640頁以下・2000年、深沢利一「民事執行法の実務(中)3訂版」725頁・平成9年。

## 第2章 貸金庫の内容物に対する民事執行手続

### 1 民事執行の実務

民事執行法（以下「民執法」という。）においては、債務者が占有する動産の差押えは、執行官が動産を占有して行うこととされ（民執法123条1項）、また、債務者以外の第三者が占有する動産については、第三者が当該動産の引渡しを拒まない場合にのみ右差押手続が準用されている（同法124条）。この民執法の規定にいう「占有」は、民法にいう「占有」とその概念を異にし、その物に対し外観的に直接支配を及ぼしている状態、すなわち、所持を意味すると解され、「自己の為にする意思」をもって所持することを意味しないとするのが通説・判例の立場である<sup>(1)</sup>。

このことから、貸金庫の内容物に対する動産執行においては、右内容物に対する銀行の所持の有無が問題となる。この点につき、多数説は、貸金庫が銀行の管理する施設内に設置され、銀行が所持・保管するマスターキーによって施錠を解かなければ利用者は貸金庫を開扉できず、銀行は封鍵のなかった状態で貸金庫の内容物に事実上の支配を及ぼしているとして銀行にも「所持」が認められるとしている<sup>(2)</sup>。

この多数説の立場では、貸金庫の内容物は、民執法124条にいう債務者以外の第三者が占有する動産に該当することになり<sup>(3)</sup>、銀行が動産執行に応じて任意に貸金庫を開扉し、その内容物を提出するのでなければ右内容物の差押えはできないこととなる<sup>(4)</sup>。

しかしながら、民執法上、銀行には執行官に協力しなければならない義務はないのみならず、かえって貸金庫契約上の善管注意義務を負っていると<sup>(5)</sup>、利用者ので承なくして、差押債権者や執行官からの内容物引渡請求に応じた場合は、債務者である利用者に対する関係で債務不履行になるものと解されている<sup>(6)</sup>。このため、貸金庫の内容物に対する動産執行においては、債務者自らが貸金庫を開扉し、内容物を取り出すか、銀行が債務者の了解を

得た上で、任意に貸金庫を開扉し内容物を提出しない限り、執行官は貸金庫の内容物を差し押さえることはできない状況にあった<sup>(7)</sup>。

また、全銀協制定の貸金庫規定ひな型12条には、「法令の定め」による貸金庫の開扉について銀行の免責を定めているが、銀行実務では、同条にいう「法令の定め」とは国税徴収法や刑事訴訟法等を想定したもので民事執行は含まれないと解されていた<sup>(8)</sup>。

このように、貸金庫の内容物に対する動産執行は、銀行の協力が期待できず執行不能となることから立法的解決を要請すべしとの意見や、銀行の協力が得られない場合にあっては、貸金庫の内容物から債権回収を図るための執行方法が種々論ぜられてきた。

その方法は、大別して、次の三つに分類される<sup>(9)</sup>。

- (1) 近藤崇晴「注釈民事執行法(5)」香川保一監修212頁・昭和60年、兼子一「増補強制執行法」172頁・1964年、上野隆司「貸金庫の内容物に対する差押えの可否」塩崎勤＝秦光昭編〔現代裁判法体系(24)』銀行取引・証券取引』270頁・平成10年。

なお、旧民事訴訟法における判例として大判大正3年10月22日(民録20輯795頁)がある。

- (2) 第一章3(1)参照。

- (3) 差押対象の動産が債務者と第三者の共同所持に属する場合も、執行法124条の「債務者以外の者の占有する動産の差押え」の規定の適用があり、その第三者が提出を拒まないときのみ差押えが可能とされる(近藤崇晴「前掲注1」216頁、小倉顕「注解民事執行法(4)」鈴木忠一＝三ヶ月章編115頁・60年、宮脇幸彦「強制執行法(各論)」59頁・53年。

なお、旧民事訴訟法567条について、小室直人「共同占有に対する強制執行」民法雑誌43巻6号35頁。

- (4) 近藤崇晴「前掲注1」216・226・276頁、「執行官事務提要(第四版)」最高裁事務総局民事局監修165頁、宮下文秀「保護預り・貸金庫」〔金融取引法体系〕鈴木祿弥ほか編集313頁・昭和58年、深沢利一「民事執行法の実務(中)」725頁・平成7年、上野隆司「前掲注1」271頁、大西武士「判例金融取引法(下巻)」458頁・1990年。
- (5) 鈴木正和「保護預り・貸金庫の管理事務とチェックポイント(第2回)」金法1232号20頁、上野隆司「前掲注1」271頁、蓮井良憲「貸金庫契約」現代契約法大系〔遠藤浩ほか監修〕327頁・昭和59年。
- (6) 上野隆司＝石井眞司対談「貸金庫の差押え・仮処分・相続に銀行はどう対応すればよいか」金法1216号26頁、小倉博「裁判実務大系22(金融信用供与取引訴訟法)」

---

塩崎勤編195頁・1993年、北原重信「判例・先例 金融取引法（新訂版）」藤林益三ほか編571頁以下、上野隆司「貸金庫と差押」金法689号68頁。

- (7) 執行官の実務協議においては、貸金庫内にある内容物の動産差押えについて、「貸金庫のキャビネット内の在庫物その物については銀行に占有はないが、その在庫物そのものは、銀行の占有している金庫内に保管されていることから、銀行が事実上管理していることとなる。民事訴訟法536条（民執法123条2項）は、執行官が債務者自身に戸及び金庫等を開扉させる権限を規定したものであると解され、銀行に対しては、強制的に金庫を開扉させる権限はなく、銀行としても債務者の協力なしに開扉し、差押えに協力することは、契約上の善管注意義務に違反することにもなる。したがって、債務者が、自ら銀行をして金庫を開扉させ、キャビネットから在庫物を取り出すか、銀行が債務者の了解を得た上で任意に金庫を開けてキャビネットを提出しない限り、執行官は、在庫物を差し押さえることはできないと解すべきである。」としている〔執行官事務に関する協議要録（第3版）116頁以下・昭和57年〕。
- (8) 座談会「民事保全をめぐる実務上の諸問題と対応策」粕谷和雄執行官の発言（金法1409号111頁以下）、上野隆司＝石井眞司対談「前掲注6」金法1216号27頁、澤重信「貸金庫格納品に対する銀行の占有」〔銀行法務21〕523号29頁以下。
- (9) 松本崇「保護預り制度と契約類型論（下）」手形研究320号22頁以下、菅野佳夫「貸金庫契約の問題点（下）」判夕585号27頁、「本判決の判例評釈」判時1694号4頁以下、大西武士「保護預りの法的性質」銀行取引法講座（上巻）加藤一郎ほか編393頁以下・昭和51年、蓮井良憲「前掲注5」327頁以下。

## 2 執行方法に対する学説

### (1) 債権執行説

貸金庫の内容物について銀行にも占有があることを前提として、利用者が銀行に対して有する貸金庫の内容物引渡請求権（第一章3（2）参照）を、民執法143条の債権執行の方法によって差し押さえて、これを取り立てるといふ説である<sup>(10)</sup>。すなわち、動産の引渡請求権を差し押さえることにより、差押債権者は、第三債務者に対して目的物を執行官に引き渡すべきことを請求することが可能とされることから（同法163条）銀行を第三債務者として貸金庫の内容物引渡請求権を差し押さえた上で、貸金庫の内容物を執行官に引渡すことを求めるというものである。しかし、差し押さえただけでは単に任意の引渡しを求め得るに過ぎず、執行官に対する引渡しを強制することはできないことから<sup>(11)</sup>、銀行が右引渡しに応じない場合は、銀行を相手方として取立訴訟を提起し、この勝訴判決を債務名義として強制執行により当該内容物の引渡しを強制的に実現することになるとされる<sup>(12)</sup>。

しかしながら、この貸金庫の内容物引渡請求権の差押えは、貸金庫の内容物について銀行に占有があることを前提とされなければならないと解されることから、銀行には占有がないとする通説に反するという批判があった。また、仮に、銀行の占有を肯定し内容物引渡請求権の存在を認めても、この引渡請求権の差押え及びその取立訴訟手続においては、内容物引渡請求権を実体法上の個別的な物に対する請求権として、その特定を厳格に求めると、貸金庫の具体的な内容物については利用者しか知り得ず、利用者の債権者は、結果的に債権執行の途が閉ざされるという問題提起がされていた。この点につき、内容物引渡請求権の差押えを支持する学説の中には、貸金庫そのものの大きさと、その中に保管すべき物の種類が一般に契約で取り決められていること等から考えて、貸金庫の特定さえできていれば、個々の内容物を具体的に挙げなくても、第三債務者たる銀行との関係においても、差押物の特定に不都合はないとする見解が有力に説かれ

ていた<sup>(13)</sup>。

## (2) 協力請求権の差押え又は債権者代位権説

利用者が銀行に対して、貸金庫の開扉についての協力請求権を有していることを前提として、この協力請求権を民法上の債権者代位（同法423条）により行使するか、または、この協力請求権を一種の財産権とみなしてこれを差し押さえて（民執法167条・旧民事訴訟法625条・同598条）取立命令を得ることにより、債権者は債務者（利用者）の有した協力請求権を自己の権利として銀行に請求し、銀行がこれに応じなければ取立訴訟（民執法157条、旧民事訴訟法610条）を提起し勝訴判決を得た上で強制執行の目的を達しようとする説である<sup>(14)</sup>。

この説に対しては、ここにいう協力請求権の内容が必ずしも明らかでなく、仮に、差押えの対象とした協力請求権から生じてくる給付の目的物が貸金庫の使用権に過ぎないものとするれば、この給付によっては利用者が貸金庫を使用する権利を取得し得たとしても、貸金庫の内容物を処分の対象としているとはいえず、実効性に欠け、差押えの対象にはなり得ないとする批判があった<sup>(15)</sup>。

## (3) 民事執行法123条2項適用説

貸金庫が、民執法123条2項所定の「債務者の占有する金庫」に該当するとして、執行官は、同項によりこれを強制的に開扉できるとする説で、貸金庫契約の法的性質を賃貸借契約と解する上では首尾一貫しているものと解される。この説には、民執法123条2項の解釈として、銀行に対する関係でも強制力を認める見解と債務者に対してのみ強制力を認める見解の二通りの考え方がある。

前者は、貸金庫が民執法123条2項の「債務者の占有する金庫」に該当し、銀行に対する関係でも、執行官が強制力を行使することを認め、銀行に貸金庫の内容物に対する動産執行を受忍する義務を課したのと同様の結果を導こうとするものである<sup>(16)</sup>。この見解では、貸金庫契約は容器の賃貸借であり、ダブルセキュリティのオートロック式マンションにおける

執行と何ら変わらず、この場合、執行官が債務者の部屋の入口までの廊下などの共用部分に立ち入ることは、マンションの管理人に受忍義務があると解され、執行官がマンション内の動産を直接差押えができるとされることから、これと同様の形で、貸金庫の内容物についても執行官の直接差押えが可能とする考え方が採られる<sup>(17)</sup>。しかし、この見解に対しては、同法123条2項は、執行官が債務者自身に戸及び金庫等を開扉させる権限を規定したものであり、銀行に対しては、強制的に金庫を開扉させる権限はない<sup>(18)</sup>、また、銀行の貸金庫は「債務者の占有する金庫」には該当せずこれを強制的に銀行に開かせることはできないとする反対意見がある<sup>(19)</sup>。

後者は、貸金庫は「債務者の占有する金庫」に当たるとしても、執行官は債務者に貸金庫の開扉を命じ得るに止まるとする考え方である。この場合、執行官は債務者（利用者）に対して貸金庫の開扉を命じ、債務者はこの命令によって銀行に開扉を請求し、銀行は債務者の請求に応じて貸金庫を開くという関係になると説明される<sup>(20)</sup>。これには、貸金庫自体については銀行にも占有があると解する立場から、民執法124条との関係においては銀行が任意に開扉するのでなければ強制力を及ぼすことができないとする考え方があるものと思われる。いずれにしても、この見解では、債務者が執行官の命令を応諾しない限り執行目的を達することはできないが、債務者が貸金庫の開扉に応諾することは期待できないことから、現実的な選択肢ではないと解される。

---

(10) 木内宜彦「金融法」352頁・1993年、上野隆司「前掲注6」金法689号69頁、上野隆司「貸金庫の内容物の差押え」金法1448号5頁、上野隆司「前掲注1」現代裁判法大系272頁以下、座談会「前掲注8」石畔重次弁護士ほか発言・金法1409号111頁以下、宮脇幸彦「強制執行法（各論）64頁・昭和53年、住吉博「注解民事執行法（4）」鈴木忠一＝三ヶ月章編集654頁・昭和60年、近藤崇晴「注釈民事執行法（6）」香川保一監修755頁以下、中野貞一郎「民事執行法（新訂4版）」640頁以下・2000年、深沢利一「民事執行法の実務（中）3訂版」725頁・平成9年。

(11) 大判昭和12年12月24日（民集16巻2036頁）。

(12) 上野隆司「前掲注1」現代裁判法大系267頁、上野隆司「前掲注6」金法689号68

---

頁、座談会「前掲注8」〔粕谷和雄執行官・石畔重次弁護士の発言〕金法1409号111頁以下。

- (13) 上野隆司「前掲注1」現代裁判法体系267頁、上野隆司「前掲注6」金法689号68頁。
- (14) 竹田省「金庫契約に就いて」商法の理論と解釈386頁以下。
- (15) 上野隆司「前掲注1」現代裁判法体系271頁以下、上野隆司「前掲注7」金法689号68頁以下、小倉博「前掲注6」196頁以下。
- (16) 甲斐道太郎「保護預り物」金法615号13頁。
- (17) 松本崇「前掲注9」23頁。

松山文彦判事は、座談会において「銀行は金庫の開庫とそのための銀行内への立入りについて受忍義務が少なくとも債務者との関係ではあるわけですね。オートロック式のマンションの居室内の動産について仮差押えをするということは、処分権限の制限ということがまずあるわけで、執行官は、要するに、債務者に代わって現実の支配をするという態様が基本的にありますね。そういうことから考えると、貸金庫の内容物の占有は、密接不可分な貸金庫契約に基づく特殊な占有といえますか、銀行が協力を切り離せない。おそらく銀行が協力を拒否できるならば金庫の内容物については、銀行に占有があるといえる関係になるのではないのでしょうか。そういう観点からみると、これは私見ですが、先ほどのオートロック式のマンションと同様の形で執行官が直接差押えをすることが可能と考えるのが、むしろ筋ではないかと思っています。…」と述べておられる（「前掲注8」金法1409号113頁）。

また、菅野佳夫氏は、「差押債権者と債務者の法律関係に入り組む形で、銀行の関与がもたら債務者を執行から守るためにのみ働く」と認められる場合には、銀行は独立した法益を執行債権者に対抗し得ないという仮説を立ててみる。もしこの仮説が認められるのであれば、一般の建物賃貸借の場合と同じ次元で、民事執行法123条を適用しうる場合が出てくるのではなかろうか。」と述べて（「前掲注9」判タ585号27頁）銀行の関与をもって、単に利用者を債権者から守ることのみに利用されていることに問題を提起されておられる。

- (18) 執行官事務に関する協議要録「前掲注7」116頁、宮下文秀「貸金庫・保護預りにおける差押・相続等の実務」金法799号6頁、銀行窓口の法務対策2800講（上巻）島谷六郎ほか監修1147頁・平成10年。
- (19) 近藤崇晴「前掲注1」香川保一監修226頁、宮下文秀「前掲注4」313頁。
- (20) 大西武士「前掲注9」394頁、小倉博「前掲注6」195頁以下、原真一「判例から見た銀行取引法の諸問題（差押・相殺）」332頁・昭和54年。

### 3 小括

利用者にとって、貸金庫取引を始めとする保護預り制度共通の最大の利用目的は、貴重品の安全保管ということであって、貸金庫取引においては銀行の管理する建物内の貸金庫室に設置された貸金庫という実態が、間接的であれ銀行が安全保管義務を負ってくれているという利用者の認識を抜いては考えられないとされるところである<sup>(21)</sup>。また、安全性は銀行における貸金庫利用のキャッチフレーズともされているのであって、銀行が内容物に何ら関与しておらず、利用者に内容物の保管責任を負わないというのは利用者の意識に反するものと思われる。それ故に、貸金庫契約は賃貸借契約と解されながらも、貸金庫自体の保管責任を通じて間接的には内容物についても保管責任を負っているとの立論がなされ、結果として動産執行に応じることは利用者との関係においては善管注意義務に反するとして右執行の拒否理由にされている。

また、他方において、利用者の内容物引渡請求に対する債権執行に対しては、先の立論とは逆の立場で、銀行の貸金庫の内容物に対する直接の保管責任が否定され、これを支配・占有する関係にはないとして利用者は内容物引渡請求権を有していないとの立論がなされる。

しかしながら、この立論は、保管責任を直接的なものと間接的なものと分けて、一見するところ区分されているように見えるが保管責任の内容が必ずしも明らかでなく、内容物に対する支配関係、すなわち「占有の意思」をして、利用者に対する関係と第三者に対する関係とで2面的に評価し使い分けがなされているように思われる。

また法制度として認められるところの債権者の権限行使である強制執行から保護されるべき法益が債務者にあるとは考えられず、ただ単に、差押債権者の執行から利用者を守るためにのみ、銀行の関与が利用されている観があり、この論理に立った銀行実務の対応は、結果として、利用者の保護という営業政策上の便宜に偏ったもののようにも思われる。

---

(21) 旗田庸氏は、「顧客は、金融機関の貸金庫なら安全であるという信頼感に基づいて貸金庫契約を締結するのであり、また、有しているマスターキーを利用するという金融機関の協力がなければ開庫できないのであるから、金融機関は格納物に全く関与していないとはいきれない面もある。」と述べておられる(「貸金庫契約の実務上の留意点」月刊リーガル1989年3月号4頁)。

## 第3章 貸金庫の内容物に対する滞納処分

### 1 滞納処分の実務

滞納者の所有にある動産及び有価証券（以下「動産等」という。）を滞納者の親族及び特殊関係者以外の第三者が占有している場合に、右第三者がその動産等の引渡しを拒むときは差押えが制限される（徴収法58条1項）。同条にいう占有は、必ずしも民執行法の占有のように所持を意味すると解する必要はないと考えられ<sup>(1)</sup>、単なる所持の場合は差押えの制限はないものと解される。したがって、貸金庫の内容物について銀行に占有がないとする通説の立場では、右内容物は同法58条1項の第三者の占有する動産等には該当せず、滞納者の単独占有にある財産として、同法56条に基づく直接の動産執行ができるものと解される<sup>(2)</sup>。

この動産執行に当たっては、差押対象財産が滞納者と銀行によって二重に施錠された貸金庫の中に在ることから、差押えに先立って貸金庫が開扉される必要があり、徴収職員は、徴収法142条の搜索権限に基づき、滞納者又は銀行に対して貸金庫の開扉と搜索への立会いを求めることになる<sup>(3)</sup>。また、これらの者が貸金庫の開扉に応じない場合は自ら又は第三者をして貸金庫を開扉するための必要な措置を講じて（同条3項）、その内容物を取り出した上で差押えを行うことになると解される。

この貸金庫に対する搜索においては、その内容物に対する銀行の所持の有無が問題とされ<sup>(4)</sup>、銀行が同法142条2項1号の滞納者の財産を所持する第三者に当たるか否か見解が分かれており、その結果、搜索の根拠条項も異なっている。以下、次項において検討する。

---

(1) 民執行法の占有は、民法と概念を異にし所持を意味すると解されており（第2章1参照）、徴収法58条1項の占有についても民執行法と同義に解すべきか問題となるが、徴収法では、同58条には「占有」という用語が、同142条には「所持」という用語が用いられており占有と所持とは使い分けがなされていると考えられること、また、

---

民執法142条が「債務者の占有する動産の差押えは……。」と規定するのに対し、徴収法56条1項は、単に「動産又は有価証券の差押は……。」と規定し、民執法のように差押えの対象財産について、債務者の占有にある財産に限る旨の制限を置いていないこと等からすると、徴収法58条の占有を必ずしも民事執行法の占有と同義に解すべき理由は存在しないと解される。

すなわち、徴収法58条は、法文どおり第三者に占有がある場合（第三者が「占有の意思」をもって物を所持する場合）にのみ差押えを制限しているものと解しても、民事執行の場合と同様に所持という外観状態に従って差押えをすれば足りると解することの障害とはならない。したがって、滞納者が所持する財産の差押えに当たって、その権利関係を実態関係に立ち入って調査する必要はなく、また、第三者が滞納者の動産等を所持している場合において、右第三者に「占有の意思」がないときは徴収法58条の適用がなく直接の差押えが可能と考えられる。

- (2) 旧国税徴収法では、第三者の占有する滞納者の動産等についても、何らの制限なく直接に差し押さえることができると解されていた。しかしながら、第三者の権利保護の観点から、第三者が占有している動産等については直接の差押えを制限し、徴収法58条の引渡命令の制度を創設したものとされ、その権利の目的となっている財産の差押え以外に租税の徴収を確保することができない場合のみ同条の引渡命令を経ることにより差押えができることとした（吉国二郎ほか編「国税徴収法精解」435頁以下・平成8年）。したがって、占有がなければ引渡命令の対象とはなり得ず、第三者が所持を有するというだけでは滞納処分による直接の動産差押えが制限されることにはならないものと解される。
- (3) 現実には、滞納者が捜索に立ち合い（徴収法144条）貸金庫を開扉することは期待できないことから、銀行に立会いと貸金庫の解錠を求めることになる。
- (4) 鈴木正和「保護預り・貸金庫の管理事務とチェックポイント（第2回）」金法1232号23頁。

## 2 搜索の根拠条項等

### (1) 銀行に所持がないとする場合

貸金庫契約の法的性質を賃貸借契約とする通説の見解を貫く立場では、貸金庫契約は、建物その他容器の賃貸借契約の場合と同様に解され、貸金庫は滞納者の賃借するアパートの一室と変わらないものと考えられることから、その収納物については貸主に何ら占有がないと解される。このことから、貸金庫の内容物については滞納者の単独占有に、ひいては単独所持にあり、銀行には占有はおろか所持もないものと解される<sup>(5)</sup>。この立場では、貸金庫は、徴収法142条1項にいう「滞納者の物又は住居その他の場所」に当たると解され、滞納者の支配下にある住居等を搜索する場合と同様に、滞納者を搜索の名宛人とし、貸金庫を「滞納者の(支配する)物」として搜索を行うことになると解される<sup>(6)</sup>。

この見解は、前章の民事執行手続における民執法123条2項適用説<sup>(7)</sup>と見解を同じくするものと考えられ、差押対象財産が銀行の支配する建物内に設置された貸金庫の中に保管されているという実態から、民事執行の場合と同様に銀行との関係でも強制力を行使できるかということが問題となる。

この点、賃貸借契約説を貫く立場にあっては、民執法123条2項適用説のオートロック式マンションにおける動産執行の場合と同様に考えられる<sup>(8)</sup>。そして、このことは、貸金庫が銀行の建物の貸金庫室内に備え付けられ、銀行による施錠がされている実態にもかかわらず、銀行自らが内容物の占有を否定し、マスターキー等による銀行の施錠は単なる安全保持上の義務の履行に過ぎないと解していることとも整合性を持つものと考えられる。また、貸金庫契約上、銀行は利用者との関係において貸金庫の開扉についての協力義務があり、利用者の銀行への立ち入り及び貸金庫の開扉についての受忍義務を負うとされていることからすると<sup>(9)</sup>、徴収職員による貸金庫の開扉は、債権者による右利用者の権利の代位権行使として立論することも可能ではないかと解され、このように解しても、貸金庫契約

における当事者の立場を不当に侵害することにはならず、また、貸金庫契約の法的性質を賃貸借契約と解することとも首尾一貫するものと考えられる。

また、徴収法基本通達142条関係5が滞納者又は第三者の物として貸金庫を挙げていることからすれば、滞納処分の実務も、貸金庫を滞納者の支配下にある物として搜索し、その内容物の差押えを肯定しているものと解される<sup>(10)</sup>。なお、この徴収法142条1項による搜索は、滞納者を搜索の相手方とするものであるから、滞納者やその同居の親族等が搜索に立ち会わない場合は、成年に達した者2人以上又は市町村の吏員若しくは警察官の立会いを必要とし（同法144条）、銀行員を立会人とする場合も2名以上の立会いを必要とすることになる。

更に、この徴収法142条の搜索において必要があるときは、徴収職員は、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又はこれを自ら開くため必要な処分をすることができる（同法142条3項）とされることから<sup>(11)</sup>、右搜索に当たって、銀行及び滞納者が貸金庫の開扉に応じない場合、徴収職員は、自ら貸金庫を開くか、あるいは専門の解錠技術者（金庫屋）を連れてきて貸金庫を開扉させる等の必要な処分を行うことができるものと解されている<sup>(12)</sup>。なお、この強制開扉に際し貸金庫の損壊などの損害が生じたとしても搜索処分に違法性はないから不法行為とはならず、国は損害賠償の責めに任ずる必要はないと解される<sup>(13)</sup>。

## （2）銀行に所持があるとする場合

貸金庫が、銀行の建物の金庫室内に設置され、利用者は銀行の協力がなければ貸金庫を利用できない実態から、その内容物について銀行の所持を認める立場では、銀行は、徴収法142条2項1号の「滞納者の財産を所持する第三者」に該当することとなり、同号に基づいて搜索が行われることになる<sup>(14)</sup>。この場合、搜索の名宛人は、滞納者の財産を所持している銀行であり、貸金庫は、滞納者の財産を所持していると認められる銀行の場所又は物として搜索の対象にされることになると解される。これは、銀行が

滞納者の財産を所持しながら引渡しに応じないことから、徴収職員に銀行（滞納者の財産を所持する第三者）に対する関係でも強制力の行使を認め、銀行が貸金庫の内容物に対する動産執行の受忍義務を負うと解する考え方である。この立場にあるものとして、貸金庫の法的性質は賃貸借にあるにせよ、貸金庫契約の法的性質が寄託に準じる面があること、徴収法142条2項1号の所持は、規定の趣旨からみて、より事実的な状態を意味すると解すべきであることから、貸金庫は第三者の物又は住居その他の場所に該当するというべきであるとする見解がある<sup>(15)</sup>。

また、この徴収法142条2項1号に基づいて搜索を行う見解として城下達彦氏の「徴収事務のスムーズな進め方」<sup>(16)</sup>があるが、これは、銀行にも貸金庫の内容物の占有があることを前提として徴収法58条の引渡命令を経由した上で同条項に基づく搜索を行うと説くものと解される（徴収法58条を前提とする搜索については、第5章に後述する）。

なお、徴収法142条2項1号による搜索に対しては、銀行は貸金庫の内容物に対して占有しておらず、これに該当するかについては疑問であるとする批判がある<sup>(17)</sup>。

- (5) 西尾信一氏は、「正鍵は借主自身が保管し、副鍵は銀行内に保管している」というものの、貸主によって厳封・封印されている状況下で、銀行が『滞納者の財産を所持』しているかどうかはきわめて疑問である。」と指摘されておられる（「保護預りおよび貸金庫」新銀行実務総合講座67頁以下・昭和62年）、同旨・三上徹「公的調査における銀行の協力義務」金法1482号14頁。
- (6) 中川信男「滞納処分入門講座（貸金庫の搜索）」金法1408号3頁。
- (7) 第2章2（3）参照。
- (8) 座談会「民事保全をめぐる実務上の諸問題と対応策」松山文彦判事発言参照・金法1409号113頁。
- (9) 全銀協制定の貸金庫規定ひな型には、金庫の開扉や銀行への立ち入りの協力義務について明文の規定はないが、貸金庫利用契約における当然の前提と解される（第1章1（2）参照）。
- (10) 支店の視点「国税滞納処分のための貸金庫の搜索」（金法1395号72頁）に貸金庫の搜索を求められた事例が紹介されている。
- (11) 徴収法基本通達法142条関係7参照。

---

(12) 「必要な処分」とは、徴収職員が自ら開庫するための錠の除去等をいう。この場合の錠の除去等は、必要に応じて第三者（金庫屋等の解錠技術者）にさせることができる（徴収法基本通達142条関係 8 参照）。

なお、器物等の損壊は、必要最低限にとどめるように配慮する必要がある（徴収法基本通達142条関係 8、吉国二郎ほか編「前掲注 2」835頁以下）。

また、金庫屋等の開錠技術者の派遣に要する費用等については、滞納処分費として滞納者に請求されることになろう（徴収法基本通達136条関係 1）。

(13) 西沢博「保護預りおよび代理受領と滞納処分」金法661号16頁。

(14) 宮下文秀「貸金庫・保護預りにおける差押・相続等の実務」金法799号 7 頁、宮下文秀「保護預り・貸金庫」金融取引法大系〔鈴木祿弥ほか監修〕314頁以下・昭和58年、蓮井良憲「貸金庫契約」現代契約法大系〔遠藤浩ほか監修〕328頁・昭和59年。

(15) 西沢博「前掲注13」金法661号14頁。

(16) 月刊「税」昭和59年 2 月号113頁以下。

(17) 北原重信「貸金庫取引の法律関係」（判例・先例）金融取引法572頁。

## 第4章 最高裁平成11年11月29日判決の考察

### 1 事案の概要

X（債権者）は、S（債務者）に対して請負代金債権等を有し、右債権に仮執行宣言付支払命令（以下「本件債務名義」という。）を得ていた。一方、Sは、Y銀行との間で貸金庫契約を締結していた。

そこで、Xは、SがY銀行の貸金庫内に、「現金、株券など有価証券、貴金属」（以下「本件動産」という。）を保管中であると主張して、本件債務名義に基づいて、SのY銀行に対する本件動産の引渡請求権を差し押さえた上で、Y銀行に対して民事執行法163条1項に基づき本件動産をXの申立てを受けた執行官に引き渡すべきことを請求した。しかしながら、Y銀行がこの引渡請求に応じないため、Xは、民事執行法157条に基づき、本件動産を執行官に引き渡すべきことを求めて取立訴訟を提起した。

これに対して、Y銀行は、本件動産については、銀行には占有がないことから引き渡しには応じられないとして応訴していた。

### 2 第一審判決要旨

一審判決は、貸金庫の内容物である本件動産をY銀行が所持していることは認めたと、銀行には、本件動産について民法上の占有があるとはいえず、そうすると、差押えの対象とされた被差押債権（所有権又は本件貸金庫契約に基づくSのY銀行に対する本件動産の引渡請求権又は返還請求権）そのものが存在しないとして、Xの請求を棄却した<sup>(1)</sup>。

### 3 第二審判決要旨

原審判決は、貸金庫契約の法的性質が賃貸借契約であるとしながらも、貸金庫の内容物については、銀行が貸金庫を自己の管理にかかる貸金庫室内に設置していることにより、貸金庫のほか、その内容物についても（利用者と

重畳的に) 包括的な占有を保有するとした上で、利用者の債権者がなした民法124条に基づく貸金庫の内容物の動産執行に対して、その引渡しを銀行が拒否した場合、利用者の債権者は同法163条に基づき利用者が銀行に対して有する貸金庫の内容物引渡請求権を差し押さえて、その取立訴訟を提起することができる旨判示した。しかしながら、取立訴訟の対象とされる貸金庫の内容物引渡請求権は、実体法上の個別的な物に対する請求権であり、引渡請求権の対象である動産が特定され、かつ、その現実的な存在が立証されなければならないとして、本件においては貸金庫内に本件動産が存在するかどうか自体不明でありその存在の立証がないとして、結果的には、Xの控訴を棄却している<sup>(2)</sup>。

なお、この原審判決に対しては、利用者の債権者は、利用者が銀行に貸金庫を有することを覚知し得ても、その具体的な内容物まで知るとは事実上不可能であり、引渡請求権の特定を厳格に求める考え方は、結果として強制執行を困難にし、事実上の差押禁止物を創設することになるとの批判があった<sup>(3)</sup>。

#### 4 最高裁判決要旨

最高裁は、原判決を破棄し、第一審判決を取消した上でXの請求を認容した。この最高裁判決(以下「本判決」という。)の判示するところは次のとおりである。

##### (1) 貸金庫の内容物の占有関係

本判決は、貸金庫の内容物に対する銀行の占有について、「銀行と利用者との間の貸金庫取引は、銀行の付随業務である保護預り(銀行法10条2項10号)の一形態であって、銀行が、貸金庫室内に備え付けられた貸金庫ないし貸金庫内の空間を利用者に貸与し、有価証券、貴金属等の物品を格納するために利用させるものである。……本件のような貸金庫取引においては、貸金庫は銀行の管理する施設内に設置され、銀行がその保管専用するマスターキーによる施錠を解かなければ、利用者は貸金庫を開扉する

ことができず、また、銀行は、所定の手続を履践しない利用者に対して、貸金庫室への立入りや貸金庫の開扉を拒むことができるものと解され、利用者としては、銀行の協力なくして貸金庫に格納された内容物を取り出すことができない。これらの点にかんがみると、銀行は、貸金庫の内容物に事実上の支配を及ぼしており、その『所持』（民法180条）を有することが明らかである。また、銀行は、業務として貸金庫取引を行うものであり、貸金庫の安全保持を通じてその内容物を安全に保管する責任を負っているから、『自己ノ為メニスル意思』（同条）を持って貸金庫の内容物を所持していることも肯定することができる。したがって、銀行は、貸金庫の内容物について利用者と共同して民法上の占有を有するものというべきである。」として、貸金庫の内容物が銀行と利用者の共同占有にあることを認めた。

## （２）銀行の共同占有の性質

銀行の占有の性質について、「銀行は、貸金庫契約上、緊急を要する場合等を除き、貸金庫の開扉に際してマスターキーによる施錠を解いた後は、貸金庫の開閉や内容物の出し入れには関与せず、したがって、利用者が何を貸金庫に格納し又は取り出したかを知らず、貸金庫に実際に物品が格納されているか否かも知り得る立場にはない。このような貸金庫取引の特質から考えると、貸金庫の内容物に対する銀行の前記占有は、貸金庫に格納された有価証券、貴金属等の各物品について個別的に成立するものではなく、貸金庫の内容物全体につき一個の包括的な占有として成立する」として、銀行の占有は、貸金庫の内容物全体についての一個の包括的なものであると解するのが相当とした。

## （３）内容物引渡請求権の差押えの可否

利用者は、「貸金庫契約に基づいて、銀行に対し、貸金庫室への立入り及び貸金庫の開扉に協力すべきことを請求することができ、銀行がこれに応じて利用者が貸金庫を開扉できる状態にすることにより、銀行は内容物に対する事実上の支配を失い、それが全面的に利用者に移転する。そうす

ると、銀行に対し、貸金庫契約の定めるところにより、利用者が内容物を取り出すことのできる状態にするよう請求する利用者の権利は、内容物の引渡しを求める権利にほかならない。」とした上で、貸金庫の内容物に対する銀行の占有が、貸金庫の内容物全体につき一個の包括的な占有として成立していることからすると、「この引渡請求権は、貸金庫の内容物全体を一括して引き渡すことを請求する権利という性質を有するものというべきである。」として、貸金庫の内容物については、「民事執行法143条に基づいて、利用者の銀行に対する貸金庫契約上の内容物引渡請求権を差し押さえる方法により、強制執行をすることができるものと解される。」と判示した。

#### (4) 内容物引渡請求権の引渡方法

貸金庫の内容物引渡請求権が差し押さえられた場合は、債権者の申立てを受けた執行官は、民事執行法163条により、貸金庫の内容物の引渡しを受け、これを売却し、その売得金を執行裁判所に提出することになるが、この場合、「貸金庫の内容物についての貸金庫契約上の引渡請求権は、前記のとおり貸金庫の内容物全体を対象とする一括引渡請求権であるため、これが差し押さえられると、差押禁止物や換価価値のない物を含めて貸金庫内に在る動産全体の引渡請求権に差押えの効力が及ぶ。この場合には、執行官をして、貸金庫の内容物全体の一括引渡しを受けさせた上、売却可能性を有する動産の選別をさせるのが相当であり、このように解することは、引渡請求権の対象である動産の受領及び売却について執行官を執行補助機関として関与させた法163条の趣旨にもかなうものである。なお、債権者において特定の種類の動産に限定して引渡請求権の差押命令を申し立てた場合、その趣旨は、執行裁判所に対して売得金の配当を求める動産の範囲を限定するものと解するのが相当である。そして、差押命令においてこのような限定が付された場合には、執行官が売却可能な動産を選別するに当たってこの制限に服すべきものであるが、このことにより、既に説示した貸金庫の内容物全体についての一括引渡請求権という性質が変わ

るものではない。」として、執行官が貸金庫の内容物について一括引渡しを受けた上で、換価対象財産を選別するものとした。

#### (5) 内容物引渡請求権の特定方法

「貸金庫契約に基づく引渡請求権の差押えにおいては、貸金庫を特定することによって引渡請求権を特定することができる。さらに、差押命令に基づく動産の引渡しが任意にされない場合の取立訴訟においても、差押債権者は、貸金庫を特定し、それについて貸金庫契約が締結されていることを立証すれば足り、貸金庫内の個々の動産を特定してその存在を立証する必要はないものというべきである。」として、差押え及び取立訴訟において、引渡請求の対象財産について貸金庫の内容物を個々に特定することを不要とした。

#### (6) 北川弘治裁判官の補足意見

本判決については、貸金庫契約上の引渡請求権の性質及び同引渡請求権の差押え後における銀行及び執行官の実務上の対応等について、北川弘治裁判官の詳細な補足意見があり、その全文を注記する<sup>(4)</sup>。

---

(1) 大阪地裁平成7年3月17日判決(金法1446号41頁、金判995号36頁)。

(2) 大阪高裁平成7年11月22日判決(金法1446号38頁、金判995号33頁)、本田見「判例解説」判タ945号278頁。

(3) 上野隆司「貸金庫の内容物の差押え」金法1448号5頁。

(4) 北川弘治裁判官の補足意見

##### 一 銀行に対する貸金庫契約上の引渡請求権の性質について

1 上告人は、差押えの対象として所有権に基づく引渡請求権と貸金庫契約に基づく引渡請求権とを選択的に主張しているところ、法廷意見は、後者の貸金庫契約に基づく内容物引渡請求権を差し押さえる方法により強制執行をすることができるかと判断したものである。この契約上の引渡請求権は、以下に述べるとおり、(1)銀行に対し、利用者自らが貸金庫契約所定の利用方法に従って内容物を取り出し得る状態にするよう求める権利であること、(2)貸金庫の内容物全体を一括して引き渡すように求める1個の権利であること、の2点において貸金庫取引の特質を反映したものである。

2 貸金庫契約上、利用者は、銀行に対し、貸金庫室への立入り及び貸金庫の開扉に協力すべきことを求めることができ、貸金庫を開扉した後、貸金庫室内の

所定の場所で自ら内容物の出し入れをするものとされている。そして、銀行は、貸金庫に格納されている内容物に対して事実上の支配を及ぼしているが、利用者の請求に応じて、利用者が貸金庫を開扉できる状態にすることにより、内容物に対する支配を失い、利用者のみが内容物を支配する状態になる。そうすると、貸金庫契約所定の利用方法により利用者が内容物を取り出し得るようにする銀行の一連の行為は、その実質において、内容物に対する銀行の支配を全面的に利用者に移転するものであり、これをもって法的には「内容物の引渡し」と評価することができる。したがって、例えば、銀行が正当な理由がないのに貸金庫の開扉に協力しないため内容物を取り出すことができない場合には、利用者は、銀行に対し、貸金庫の開扉への協力等の作為を求めることができるにとどまらず、端的に、右の約定の利用方法による「内容物の引渡し」を請求することができる。

このように、利用者の銀行に対する貸金庫契約上の内容物引渡請求権は、利用者自らが貸金庫を開扉して内容物を取り出すという約定の利用方法による引渡しを求める権利であって、利用者は、それ以上に、銀行に対して貸金庫から内容物を取り出して交付すべきことを請求し得るものではない。なお、この趣旨を明らかにするために、差押命令申立書及び差押命令の差し押さえるべき債権（被差押債権）の表示並びに取立訴訟の判決の主文においては、右引渡しの方法を明らかにしておくことが相当である。

- 3 また、銀行は、貸金庫契約及びその取引の実態において、マスターキーによる施錠を解くほかは貸金庫の開閉等に直接関与しておらず、その内容物を知り得る立場にはない（いわゆる貸金庫取引の秘匿性）。それにもかかわらず、銀行が特定の内容物の引渡義務を負うとなると、銀行としては、貸金庫を開扉して、動産の存否の確認、選別をする必要が生じ、貸金庫契約上の義務を超える責任を負担することになりかねない。したがって、利用者は、銀行に対し、貸金庫契約上、貸金庫に格納されている個々の内容物について引渡請求権を有するものではなく、特定の内容物を対象として引渡しを請求することはできないものと解される。右のような貸金庫契約及びその取引の実態からすれば、利用者の銀行に対する引渡請求権は、貸金庫の内容物全体についての一括引渡請求権と見るのが相当である。

したがって、債権者としては、本来、差し押さえるべき債権を特定するについては、引渡請求権の差押命令を申し立てる段階においてはもとより、取立訴訟を提起する段階においても、内容物の種類、数量等を表示する必要はなく、貸金庫を特定すれば足りる。貸金庫には、実印、遺言書等、動産執行の対象とならない差押禁止物や換価価値のない物が格納されていることが少なくないであろうが、このような差押禁止物等の選別は、動産の引渡しを受けるべき執行官（法163条1項）において行うこととなる。この点に関し、引渡請求権の対象

が差押禁止動産（法131条）に当たるときは、そもそも当該動産の引渡請求権を差し押さえることができないと解されているが、貸金庫の内容物引渡請求権が内容物全体についての一括引渡請求権という性質を有するものであることに加えて、動産引渡請求権の差押えが動産自体を換価するための準備手続という実質を有することを考慮すると、執行官が動産の引渡しを受ける段階で動産執行の規制を及ぼすことも許されるというべきである。

また、本件のように、債権者が「現金、株券など有価証券、貴金属」というように対象動産を特定表示して引渡請求権の差押命令を申し立て、同命令が発付された場合であっても、差押えの対象となるのは、あくまで貸金庫の内容物全体についての一括引渡請求権である。この「現金、株券など有価証券、貴金属」という特定は、債権者が自主的に売得金の配当を求める対象を限定したものであり、差押命令に付された同旨の限定は、法163条に基づき動産引渡請求権の執行を補助する執行官に向けられたものである。したがって、債権者は、自ら特定表示した個々の内容物の存在を立証する必要はなく、銀行も、これらの存否を確認する義務を負担するものではない。

## 二 引渡請求権の差押えがされた後の銀行及び執行官の対応について

- 1 銀行（第三債務者）は、差押命令の送達を受けると、利用者（債務者）に対して貸金庫の内容物を引き渡すことが禁止される（法145条1項）。差押命令において「現金、株券など有価証券、貴金属」というように対象動産が特定表示されている場合であっても、同様に、差押えの効力は貸金庫の内容物全体についての引渡請求権に及んでいるから、銀行が独自の判断でそれ以外の動産を利用者が取り出し得る状態にすることはできない。
- 2 差押債権者は、利用者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、銀行に対し、貸金庫の内容物を任意に差押債権者の申立てを受けた執行官に引き渡すよう請求することができる（法163条1項）。銀行は、貸金庫室を開けて執行官が貸金庫室内に立ち入ることを受忍するとともに、貸金庫の副鍵（利用者が封印したままの状態のもの）を交付し、マスターキーによる施錠を解いて、執行官が右貸金庫内に在る動産を取り出すことができる状態にすることをもって、内容物の引渡義務を履行したことになる。貸金庫からの内容物の取り出し自体は、執行官が行うのであり、銀行は、これに関与する必要はない。執行官は、調書を作成する等の方法により、引渡しを受けた動産の種類、数量等を明確にすべきである。
- 3 銀行が任意に引渡しをしない場合において、これを強制するには、銀行に対する取立訴訟（法157条）を提起して、貸金庫の内容物を執行官に引き渡すよう命ずる債務名義を得なければならない。右債務名義を得た差押債権者は、法169条による動産の引渡しの強制執行を申し立て、銀行に対して右引渡義務の履行を強制することができる。動産の引渡しの強制執行の申立てを受けた執行官は、

必要な場合には、技術者を同行して貸金庫室等を開錠する（法169条2項、123条2項）。右執行官は、動産の引渡しを受けるべき執行官が貸金庫の内容物を取り出すことができる状態にする。動産の引渡しの強制執行を行う執行官と動産の引渡しを受けるべき執行官とは、理論上は区別されるものであるが、両者を兼ねることができ、実際上は同一人であることが多いであろう。

- 4 そして、銀行から任意に又は法169条による強制執行に基づき、貸金庫の内容物一切の引渡しを受けた執行官は、前記のとおり、貸金庫室内において売却可能な動産を選別して受領し（差押命令において対象動産が限定されているときは、当該動産のみを選別して受領する。）これ以外の動産を貸金庫内に返戻することにより、当該動産については引渡請求権の差押えによる拘束が解かれる。その後、動産を受領した執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金が執行裁判所に提出されることになる（法163条2項）。
- 5 ところで、銀行は、従来、動産の差押え（法124条）あるいは、引渡請求権の差押えに基づく動産の引渡請求（法163条1項）に任意に協力しないことが多かった。その根拠として、通常、銀行は利用者に対していわゆる善管注意義務を負っているから、その同意なくして強制執行に協力した場合には、利用者に対する債務不履行になるという説明がされる。しかし、引渡請求権が差し押さえられた場合に任意に貸金庫を開扉する行為が債務不履行にならないことはもとより、そもそも、任意に動産執行に応じて貸金庫の内容物を提出したとしても、社会的に許容される行為として違法性を欠き、利用者に対する債務不履行となる余地はないものというべきである。本件貸金庫規定の12条には、「法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき」には銀行が副鍵を使用して貸金庫を開庫するとの約定があるが、これには、国税徴収法や刑事訴訟法による場合のみならず、動産執行を含む民事執行法に基づく強制執行も含まれるものと解するのが相当である。

貸金庫の内容物については、その引渡請求権を差し押さえる方法により強制執行のことは法廷意見のとおりであるが、本来は、動産執行（法124条）の方法によるべきものであろう。銀行が貸金庫の内容物について占有を有するといっても、それは利用者のために内容物を安全に保管する手段であって、占有自体に銀行独自の利益があるわけではない。したがって、銀行としては、動産執行に際しては、その占有を放棄し、利用者に内容物を引き渡すのと同じ方法（約定の利用方法）でこれを執行官に提出すればよいのである。本件のように内容物の引渡請求権に対する強制執行の方法による場合には、関係者にとって時間と費用が掛かるのみならず、銀行実務の上でも、一括引渡請求権の差押えに伴う種々の困難な問題が生ずるものと推察される。現在は、銀行が任意の提出に応じないために、この動産執行の方法によることが妨げられているが、右のとおり、この銀行の対応は、法律上の根拠を欠くものであって、是正され

---

るべきものであろう。

### 三 他の種類の貸金庫について

本件に関連し、他の種類の貸金庫における同種の問題について付言をしておくこととしたい。貸金庫には、その開閉手順の違い、銀行の関与の程度等によって幾つかの種類がある。主要なものとしては、(1)本件のようないわゆる従来型貸金庫のほか、(2)マスターキーを使用せず、利用者が、その都度銀行から貸金庫室利用カードの交付を受け、右カードを使用して貸金庫室を開けた上、正鍵のみを使用して貸金庫を開扉するもの、(3)利用者が、あらかじめ銀行に暗証番号を届け出て、貸金庫カードと正鍵の交付を受け、貸金庫室に入室して貸金庫を開扉するもの、があるとされている。このうち、(2)の種類貸金庫については、もとより法廷意見が従来型貸金庫について述べたことが妥当するであろう。また、(3)のいわゆる全自動型貸金庫についても、銀行の関与の程度は減るものの、貸金庫が銀行の管理する施設内に存在している以上、なお銀行の事実上の支配が及んでいるとして、銀行の所持、さらには、民法上の占有を肯定して差し支えないものと考えられる。銀行の引渡しの方法は、個々の貸金庫契約の内容に応じて定まる。

## 5 最高裁判決の検討

### (1) 貸金庫契約の法的性質

本判決は、貸金庫契約について「貸金庫室内に備え付けられた貸金庫ないし貸金庫内の空間を貸与し、有価証券、貴金属等の物品を格納するために利用させるものである。」と判示していることからすると、その法的性質については賃貸借契約を前提にしたものと解され通説と立場を同じくしていると考えられる。しかしながら、貸金庫の内容物に対する銀行の占有についてはこれを肯定し通説と結論を異にする。このように、本判決が通説と理論的帰結を異にし、貸金庫の内容物について銀行の占有を認め、これに対する利用者の内容物引渡請求権を認めたことは、貸金庫契約の実態に立ち入った詳細な検討に加え、私人間において事実上の執行が制限されるような差押禁止財産を創設することは認めがたいという配慮が働いているものと解される。

### (2) 貸金庫の内容物の占有関係

通説とされる賃貸借契約説が、銀行に貸金庫の内容物について占有がないとしてきた根拠は、内容物の出し入れは全て利用者のみが行い、銀行は内容物に関知し得ないことから、銀行には、内容物について「自己の為にする意思」を有しないという点にあった<sup>(5)</sup>。この点について、本判決は、貸金庫取引の実態に言及し、貸金庫（従来型）の仕組み・利用方法などを詳細に分析した上で、貸金庫が銀行の管理する施設内に設置され、銀行の協力がなければ利用者は貸金庫を開扉し内容物を取り出すことができないこと等から、貸金庫の内容物について銀行の事実上の支配が及んでいるとした上で、銀行に民法180条の「所持」があることを肯定した。そして、業務としてなされる貸金庫取引にあって銀行は貸金庫自体の安全保持を通じ、その内容物についても安全に保管する責任を負っているとして、内容物に対する銀行の「自己の為にする意思」を推定している。このように貸金庫の取引の実態を詳細に検討した結果、銀行は民法上の占有の要件を充足するとの結論に達したものと評価される。

また、近時、民法180条の占有権取得の要件のうち、占有の意思（自己の為にする意思）という要件については所持の中に解消せしめようとする説、所持がある限り常に自己の為にする意思があるとして占有の意思という要件については無意味であるとする説等が有力であり<sup>(6)</sup>、また、占有意思をできるだけ緩やかに解し、占有を認めるのが通説・判例の立場であることからすると、これに沿ったものとも考えられる<sup>(7)</sup>。

そして、この占有は、貸金庫が銀行によって施錠された状態、すなわち銀行が利用者からの貸金庫の開扉請求に応じて貸金庫の内容物を引き出せる状態にするまでの間存続し、銀行がマスターキーの施錠を解くことにより失われるものと考えられる。判示が「利用者は、貸金庫契約に基づいて、銀行に対し、貸金庫質への立ち入り及び貸金庫の開扉に協力すべきことを請求でき、銀行がこれに応じて貸金庫を開扉できる状態にすることにより、銀行は内容物に対する事実上の支配を失い、それが全面的に利用者に移転する。」とする部分はこの銀行の占有喪失について説明したものと解される<sup>(8)</sup>。

### （3）内容物引渡請求権と差押え

貸金庫契約において、銀行にも貸金庫の内容物の占有があることが肯定されたことから、利用者は銀行に対して右内容物の引渡しを求める権利を有し、一方、銀行は右内容物の引渡し義務を負うという債権関係が存在することになる。北川弘治裁判官は補足意見において、この利用者が銀行に対し貸金庫の内容物の引渡しを求める権利の内容は、貸金庫契約の定めるところにより右内容物を取り出すことができる状態にするよう請求する権利であると述べておられる<sup>(9)</sup>。これは、従来から貸金庫契約において銀行が負うとされてきた貸金庫の開扉についての協力義務、すなわち利用者が銀行に対し貸金庫の開扉に協力すべきことを請求する権利が、利用者の有する内容物引渡請求権の内容であるとしたものと考えられる<sup>(10)</sup>。そして、この利用者が有しているとされる内容物引渡請求権は、一般的な集合動産の引渡しを目的とする債権であると解されることから、利用者の債権

者においても、当然に債権執行手続きによって差し押さえができる（民執法143条）と判示したものと理解される<sup>(11)</sup>。

また、この内容物引渡請求権の性質については、銀行の占有そのものが貸金庫の内容物全体につき一個の包括的な占有として成立していることから、特定の内容物の引渡しを求めるものではなく、貸金庫取引の対象とされた貸金庫ごとに、その内容物を取出可能な状態にすることを目的とするもので当該貸金庫の内容物全体に対する一括引渡請求権であると判示している。したがって、この内容物引渡請求権が差し押さえられるとその効力は貸金庫内の内容物全体に差押えの効力が及ぶこととなる。そして、この内容物引渡請求権はその性質が一個の包括的な債権であることから、差押えに当たっては、特定の財産についてのみ引渡しを求める一部差押えは認められないと解される<sup>(12)</sup>。

この内容物引渡請求権が差し押さえられた場合、利用者は貸金庫の内容物の引出しが禁止されることから銀行としても利用者の貸金庫の開扉を差し止める何らかの措置を採らなければならないことになる。一方、債権者は、差押命令の債務者への送達後一週間を経過することにより第三債務者である銀行に対し、差押えの対象となった内容物を執行官に引き渡すべきことを請求することができることになる（民執法163条1項）。しかし、この請求には強制力がないと解され、銀行がこれに応じない場合は、債権者は第三債務者である銀行を相手方として取立訴訟を提起し勝訴判決を得た上で、これを債務名義として執行官に内容物を引き渡すべきことを目的とした強制執行を申し立てることになると解されている<sup>(13)</sup>。

#### （４）貸金庫の内容物の執行官への引渡方法

本判決は、内容物引渡請求権の差押えの効力は、特定の内容物の引渡しを求めるのではなく貸金庫ごとの内容物全体に及んでいることから、引渡の対象とされた貸金庫ごとにその内容物を取出可能とする状態が作出されなければならないとしている。この点につき、北川弘治裁判官は補足意見において、貸金庫契約の所定の利用方法により利用者が必要を取り

出し得るようにする銀行の一連の行為を持って、法的に「内容物の引渡し」と評価できるとし、「利用者の銀行に対する貸金庫契約上の内容物引渡請求権は、利用者自らが貸金庫を開扉して内容物を取り出すという約定の利用方法による引渡しを求める権利であって、利用者は、それ以上に、貸金庫から内容物を取り出して交付すべきことを請求し得るものではない。」と述べておられる。具体的な引渡しの方法は、貸金庫契約の内容、その特質、開閉手順の実態等を総合的に勘案して決定されるべきものと解されるが、執行官を貸金庫室に立ち入らせ、銀行がマスターキーと副鍵により貸金庫の施錠を解き、執行官において貸金庫を開扉できる状態にすることによって引渡しが行われることになると解される<sup>(14)</sup>。

この引渡しを受けた執行官は、貸金庫から内容物を取り出すことになるが、差押対象が貸金庫内容物全体の一括引渡請求権であることから差押禁止物や換価価値のない物が混在している可能性があり、執行官はその売却可能性を判断し、差押禁止物・換価価値のない物を選別・除外して貸金庫内に返戻すべきこととされる<sup>(15)</sup>。換価対象として選別された内容物については執行官によって引き上げられることとなり受領調書が作成される<sup>(16)</sup>。執行官が引き上げた内容物については、動産執行の手続により売却された上で売得金が執行裁判所に提出され債権者に配当されることになる（民執法163条2項）。

また、差押債権者が差押命令を申し立てた際に「有価証券・貴金属」というように、引渡請求権の対象を限定して申し立てた場合は、執行裁判所に対して売得金の配当を求める動産の範囲を限定する趣旨と解すべきとされ、差押命令に表示された右制限に従って受領対象となる財産が選別されることとなる。また、このような制限がなされていても一括請求権の差押えという性質は不変であるとされ、銀行としては、貸金庫の内容物全部を執行官に引き渡さなければ執行が終了しないと解される。

#### （５）内容物引渡請求権の特定方法

本判決は、貸金庫契約に基づく内容物引渡請求権の差押えにおいては貸

金庫を特定することによってこれを特定することができるとし、また、差押えに続く取立訴訟においても貸金庫を特定し、貸金庫契約の締結を立証すれば足り、個々の動産について特定しその存在を立証することは不要であると判示している。

この点につき、原審は、本判決と結論を異にし、動産の引渡請求権の取立訴訟にあつては引渡対象となる個々の動産の特定・立証が必要と判断していた。この原審の判断に対してはこれを肯定する見解と、取立訴訟を執行手続きの一環として差押命令を発する程度に被差押債権が特定されていれば取立訴訟も可能であるとする見解の対立があった。

原審の判断を肯定する見解は、「債権の差押命令を発する際には、差し押さえるべき債権の存在の有無、その範囲、その債権が債務者に属するか等について、申立人の言い分どおりに存在するものとして発令するのであるから、目的物の有無が不明であることは差押命令の発令の障害となることは解されない。しかしながら、動産引渡訴訟の段階では、引き渡すべき動産の存在が当然に必要なものであり、内容物の存在の主張・立証がなければ、その給付判決を下すことはできないことはいうまでもない。」としてこれを支持している<sup>(17)</sup>。これに対して、債権差押えにおける債権の特定が要求される趣旨は、執行裁判所が被差押債権の差押適格の有無を判断すること、第三債務者及び債務者がいかなる債権を差し押さえられたかを認識できるようにすることにあり、その趣旨からすると、動産引渡請求権であることから常に当該引渡請求権の目的動産を具体的に特定しなければ債権差押命令の申立てが違法になることにはならないとして、貸金庫を特定することによって執行裁判所は被差押適格を判断できるとし、また、第三債務者である銀行もそれにより引き渡すべき動産の認識・選定に欠けることはないとして原審の判断を批判する見解があった<sup>(18)</sup>。

本判決が銀行における貸金庫の内容物に対する占有は「貸金庫の内容物全体につき一個の包括的な占有として成立」するものであり、したがって、被差押債権である引渡請求権も個々の貸金庫ごとの内容物に対する包括

的な一括引渡請求権の性質を有するとしたことからすると、差押命令及び取立訴訟においても個々の貸金庫を特定することにより取立債権の特定ができるとした判断は、貸金庫契約の実態に沿った特定という意味において当然の帰結とも考えられる。また、取立訴訟も執行手続の一環であり、取立権は差押命令から発生するものであることからすると、取立訴訟においても差押命令を発する程度に被差押債権が特定されていれば特定に欠けることはないという後者の見解に立ったものと理解される。

(5) 第1章3(1)参照。

(6) 船橋諄一「物権法」285頁以下・昭和63年、星野栄一「民法概論」87頁・昭和59年、内田貴「民法(第2版)総則・物権総論」383頁・1999年、伊藤滋夫「財産法第2巻」遠藤浩ほか監修257頁以下参照・1997年。

(7) 第1章3(1)参照。

我妻栄=有泉亨「前掲注5」467頁、田中整爾「物権法〔第2版〕」286頁、広中俊雄「物権法〔第2版増補〕」163頁・1987年。

(8) 北川弘治裁判官が補足意見において「銀行は、貸金庫に格納されている内容物に対して事実上の支配を及ぼしているが、利用者の請求に応じて、利用者が貸金庫を開扉できる状態にすることにより、内容物に対する支配を失い、利用者のみが内容物を支配する状態になる。」と述べておられることも同様に考えられる。

(9) 北川弘治裁判官補足意見一の1参照。

(10) その意味においては、利用者の銀行に対する協力請求権を差し押さえて執行目的を達すべきとされた竹田省教授の説(第2章2(2)参照)にも通じるものがあるように思われる。

(11) 上野隆司弁護士は、内容物引渡請求権の差押えを強く主張されていた(「貸金庫と差押」金法689号69頁、「貸金庫の内容物の差押え」金法1448号5頁、「貸金庫の内容物に対する差押えの可否」塩崎勤=秦光昭編〔現代裁判法大系(24)〕銀行取引・証券取引〕272頁以下)。

また、民事執行法関係の学者・実務家等からは、貸金庫契約の実態に着目し引渡請求権に対する差押えを認めようとする見解が有力であった(座談会「民事保全をめぐる実務上の諸問題と対応策」〔石畔重次弁護士ほか発言〕金法1409号114頁、宮脇幸彦「強制執行法(各論)」64頁・昭和53年、住吉博「注解民事執行法(4)」鈴木忠一=三ヶ月章編集654頁・昭和60年、近藤崇晴「注釈民事執行法(6)」香川保一監修755頁以下、中野貞一郎「民事執行法(新訂4版)」550頁以下・640頁以下・2000年、深沢利一「民事執行法の実務(中)3訂版」725頁・平成9年。

(12) 本判決は、「債権者において特定の種類の動産に限定して引渡請求権の差押命令

---

を申し立てた場合、その趣旨は、執行裁判所に対して売得金の配当を求める動産の範囲を限定するものと解するのが相当である。」と判示する。

- (13) 第2章2(1)参照。
- (14) 貸金庫を開扉した結果、中身が空であったとしても貸金庫を開扉できる状態にしたことによって銀行による引渡しは完了するものと解される。
- (15) 換価対象とされなかった内容物については、貸金庫内に返戻されることにより、差押えの拘束を解かれ、これとともに、利用者と銀行間の貸金庫取引が通常に復するものと解されている(鈴木尚久「貸金庫の内容物に関する強制執行と実務上の対応」金法1571号19頁)。
- (16) 本判決を契機として、民事執行規則142条の2が新設され(平成11年12月24日公布・施行)、換価対象として選別した動産について、執行官に受領調書の作成提出が義務付けられることとなった(鈴木尚久「前掲注15」19頁以下)。
- (17) 本田晃「判夕」945号27頁以下。
- (18) 浦野雄幸「平成8年執行・保全・倒産関係判例回顧(3)完」N B L 607号45頁。

## 第5章 今後の滞納処分の方向

### 1 概説

本判決が、貸金庫の内容物について銀行にも占有があることを明らかにしたことにより、通説と首尾一貫する形で貸金庫の内容物については銀行に占有がないことを前提としてきた従来の滞納処分の考え方(第3章1参照)は、本判決の判示する貸金庫契約上の権利実体と齟齬を生じることとなった。この点、本判決は、民事の執行手続に関するものとはいえ、一般的な従来型貸金庫取引の契約内容及び実態について判断していることから、その意味において従来型貸金庫契約の法的性質を明らかにした原理判決と考えられ、滞納処分にもその射程距離が及ぶものと解される。

したがって、今後、貸金庫の内容物に対する滞納処分においては、銀行にも占有があることを前提として、銀行が徴収法56条に基づく直接の動産執行に応じる場合と、これに応じない場合とに分けてその方法を検討する必要があると考える。

事項以下において、これらの滞納処分手続きについて考察する。

### 2 銀行が動産執行に応じる場合の滞納処分

#### (1) 徴収法56条に基づく動産執行

貸金庫の内容物について銀行の占有が認められても、銀行が徴収法56条の動産執行に応じて貸金庫の内容物を引き渡す場合は、差押えは制限されない(徴収法58条)。

この徴収法56条に基づく動産執行に当たっては、銀行が貸金庫から内容物を取り出してこれを徴収職員に交付することは期待できないことから、徴収職員は必要に応じて徴収法の搜索権限に基づき銀行に貸金庫の開扉を求めることとなる。この搜索は、銀行の対応如何によるが、銀行が動産執行に応じることは銀行の占有放棄を前提にしたものと解されることか

ら、滞納者の単独占有にある財産に対する動産執行の一環として捉え、滞納者を捜索の相手方とする徴収法142条の1項に基づく捜索として行うことになると解される。

すなわち、本判決が、「銀行は、利用者が貸金庫を開扉することができる状態にすることにより、銀行は内容物に対する事実上の支配を失い、（占有が）全面的に利用者に移転する」と判示していることからすると、銀行が占有を放棄し貸金庫の施錠を解くことによって右内容物は滞納者の単独占有にあるものと位置付けられ、貸金庫を滞納者の支配する物（金庫）として捜索し、これを開扉した上でその内容物を差し押さえることになると解される。

いずれにしても、現実の滞納処分にあつては、徴収職員が、銀行に対し徴収法56条による動産執行と貸金庫の捜索に対する立会い及びその解錠を求め、銀行がこれに応じて、貸金庫室を開けて徴収職員が貸金庫室内に立ち入ることを受忍するとともに、マスターキーによる解錠と副鍵による解錠（あるいは、利用者が封印したままの状態の副鍵を交付して）を行い、徴収職員が貸金庫を開扉することが可能な状態にすることになると解される。銀行がこのようにして貸金庫の施錠を解いた後は、徴収職員が差押え可能財産を選定した上でこれを差し押さえることになる。

本判決後、銀行が貸金庫の内容物に対する徴収法56条の動産執行に応じ、貸金庫を開扉するケースが散見されつつあると聞かすが、いずれも、徴収法142条1項の捜索と認識されているようであり、このため、捜索に際し、銀行員が立合人となる場合は2名以上が立ち会うこととされているようである<sup>(1)</sup>。

## （2）小括

北川弘治裁判官は、本判決の補足意見として、引渡請求権が差し押さえられた場合はもとより任意の動産執行に応じて貸金庫の内容物を提出したとしても、社会的に許容される行為として違法性を欠き、利用者との関係において債務不履行になる余地はないものというべきであるとされ、引

渡請求権に対する強制執行の方法による場合は、関係者にとって時間と費用がかかり、銀行実務の上でも、引渡請求権の差押えに伴う種々の困難な問題が生ずることが推察されるとして、動産執行に対する従来の銀行の対応の是正を求めておられる<sup>(2)</sup>。

また、本判決の判例評釈等においても、貸金庫契約に基づく利用者に対する銀行の善管注意義務と国家機関（執行機関）が法律に基づいてする権限行使（強制執行）に対する国民（私人）としての協力義務との対比という観点から考えると、銀行が強制執行に協力したことが直ちに利用者に対する関係で債務不履行になるとはいえないし、むしろ債権者に対する関係で、銀行が動産執行を拒むことによって、債務者（利用者）の財産隠しに加担したとみることもでき、その結果、場合によっては銀行に不法行為責任の生ずる余地さえあるとして<sup>(3)</sup>、貸金庫の内容物に対する強制執行は、本来は動産執行の方法によるべきとする見解が有力となっている。

この点、滞納処分においては、従来から、徴収法56条に基づく動産執行が可能と解されてはきたが、銀行が利用者に対して善管注意義務を負っているとして、貸金庫の開扉に消極的であったことから、現実には滞納処分における動産執行は困難な状況にあった（第三章3参照）。しかしながら、民事執行の動産執行において、銀行が任意に貸金庫を開扉しこれに応じたとしても、利用者との関係において債務不履行には当たらないとの今日の見解に立てば、同じ法令に基づく国家機関の権限行使である滞納処分において、銀行が動産執行に応じて貸金庫を開扉したとしても、利用者との関係において債務不履行に当たる余地はないものと解される。このことからすると、貸金庫の内容物に対する滞納処分も、第一義的には動産執行の方法によるべきであると考えられる。

---

(1) 第3章2(1)参照。

(2) 北川弘治裁判官補足意見（第4章注4参照）。

(3) 西澤宗英「銀行の貸金庫の内容物についての強制執行」金法1588号62頁以下、浅生重機「貸金庫の内容物に対する差押え」金法1571号24頁、鈴木尚久「貸金庫の内

---

容物に関する強制執行と実務上の対応」金法1571号19頁、大内義三「金融商事判例研究」金融商事判例1095号58頁。

なお、動産執行に消極的な見解として、「銀行の（内容物の）提出は法令上義務づけられておらず、貸金庫の利用者に対する保管義務違反が問題とされうる。」とするものがある（関沢正彦「『瑕疵金庫』を『貸金庫』に引き戻した判決」銀行法務571号62頁）。

### 3 銀行が動産執行に応じない場合の滞納処分

#### (1) 徴収法58条の適用について

##### イ 徴収法58条の意義と要件

徴収法58条(2項)の引渡命令は、滞納者の親族その他特殊関係者以外の第三者が占有している滞納者所有の動産等の差押えを目的とするものであり、同法56条の動産執行に際し、これらの第三者が当該財産の引渡しに応じない場合に発せられる。その要件として、右第三者が当該財産の引渡しを拒むこと、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徴収することができる財産を有しないと認められることの二つが必要とされる(同法58条2項)<sup>(4)</sup>。この引渡命令の制度は、第三者の占有にある財産を何ら事前の措置なしに直接差し押さえてその占有を奪うことは妥当でないことから、その権利保護を目的とするもので、租税徴収が大量性・反復性を有し、その的確な確保のために自力執行が認められていることと相まって私法秩序の尊重を図る観点から創設されたものとされ、民執法には存在しない徴収法特有の制度である<sup>(5)</sup>。

この徴収法58条の引渡命令は、一般には滞納者所有の財産を第三者が賃貸借契約や寄託契約に基づき占有している場合又は質権・留置権等の担保の目的物として占有している場合等において発せられ、当初から引渡命令の対象物の存在が明らかであり、個々の財産を特定して引渡しを求める場合に適用されてきた経緯があり、また、徴収法施行令24条が引渡命令書に引渡対象財産の名称や数量等を記載しなければならないと定めていること等から、特定物の引渡しを求める制度と解されてきた観がある。

しかしながら、本判決が、貸金庫の内容物に対する銀行の占有は、当該貸金庫の内容物全体について包括的な一括占有として成立するとし、また、この引渡請求権の差押えにおいては、貸金庫を特定することにより引渡請求権を特定できると判示したことにより、徴収法58

条の引渡命令においても、貸金庫の内容物を銀行が一括占有していることを前提として、貸金庫を特定することによりその内容物の引渡を求めることが可能ではないかと考えられる。以下、この点につき検討する。

#### □ 共同占有者に対する徴収法58条適用の可否

差押対象財産が滞納者と第三者の共同占有にある場合においても徴収法58条1項の差押えの制限があるか否かということが問題となるが、同条の制定趣旨である私法秩序の尊重という観点からすると、差押対象財産が滞納者と第三者の共同占有にある場合においても同条の適用があり、直接の動産執行は制限されるものと解するのが相当であると考えられる<sup>(6)</sup>。したがって、貸金庫の内容物について銀行と利用者の共同占有にあるとする本判決の立場にあっては、銀行は同条1項の滞納者の財産を占有する第三者に該当すると解されることになる。

#### ハ 引渡命令対象財産の一括特定の可否

徴収法58条の引渡命令書には、引渡対象とされる財産の名称・数量等を記載しなければならないとされていること等から（同法施行令24条）、引渡対象財産について貸金庫を特定することによって包括的に一括特定することで特定が足りるか問題となる。しかして、徴収法58条の制度が同法特有のものであるとしても、執行手続法上の制度であることには変わりがなく、この執行に当たって実体法上の権利関係に従って執行対象財産の価値を把握することには何ら支障がないものと考えられる。また、同法施行令24条が引渡命令書に引渡対象となる財産の名称・数量等を記載しなければならないとしていることも、実体法上の権利関係に従ってできるだけ明確に引渡対象財産を特定すべく例示的に記載事項を挙げているものと論理的に解されるのであって、一括特定であれ実体法上の権利関係に沿った特定がなされるのであれば私法秩序を損なうこともなく、同条の規定の趣旨を逸脱することはないものとする。

これを貸金庫契約でみると、本判決は、貸金庫の内容物に対する銀行の占有は、貸金庫に格納された有価証券・貴金属等の各物品について個

別的に成立するものではなく、貸金庫の内容物全体につき一個の包括的な占有として成立するものと判示しているところであって、このことからすると貸金庫の内容物に対する徴収法58条の引渡命令においても第三者の占有の実体的権利に則して引渡対象財産の一括特定がなされることも許されるものと解すべきである。

また、本判決は、民事執行手続における一括引渡請求権の差押えを肯定しているところであり、この比較考量においても執行対象財産の特定を滞納処分手続と民事執行手続とで別異に解すべき理由は存在しないと解される。仮に、徴収法58条の引渡命令においては、個々に財産の特定を要することとすれば、銀行は個々には占有を有しないとされているにもかかわらずその引渡しを求められることとなり、かえって本判決が判示するところの占有の権利実体と乖離することになると思われる。

更に、この引渡命令は、対象財産の引渡し後に差押えが予定されているもので(徴収法58条3項)、いわば差押えの準備手続ともいえるものであり、右差押え時に差押財産が個々に特定されることからすると、いかなる財産が引渡対象とされたかを銀行及び滞納者において認識できる程度に特定されていれば特定に不都合はないものと解され、貸金庫を特定することによって一括特定されたとしても特定に欠けるということはないものと考えられる。

仮に、これが許されないとすれば貸金庫内に差押対象財産が存在するとしても、銀行が任意の引渡しに応じない場合においては直接の動産執行が制限されるのみならず、個々の財産の特定ができないことから引渡命令の対象ともなり得ず、また、引渡命令が発せられなければ徴収法142条の搜索の対象ともなり得ないことから、徴収法上において事実上の差押禁止財産を創設されたのと同様の結果となる。このことは、滞納者が第三者に占有を移転することにより容易に徴税回避が可能となることを意味し<sup>(7)</sup>、かえって問題を提起することとなり、また、徴収法58条の制定趣旨が損なわれることになると思える。

## 二 換価対象財産以外の財産の混在について

徴収法58条の引渡命令は、滞納処分手続の一環であることから、引渡対象とされる財産は金銭的価値を有し差押えが可能であるものでなければならない<sup>(8)</sup>。このことからすると、貸金庫ごとに一括特定しその内容物を包括的に引渡しを受けるとすれば、換価価値のない物や差押禁止財産が含まれている可能性があるということが問題となる。

この点につき、本判決は、執行官をして一括引渡しを受けさせた上で売却可能性を有する動産の選別をさせるのが相当であると判示し、また、北川弘治裁判官は補足意見において「貸金庫の内容物引渡請求権が内容物全体についての一括引渡請求権という性質を有するものであることに加えて、動産の引渡請求権の差押えが動産自体を換価するための準備手続という実質を有することを考慮すると、執行官が動産の引渡しを受ける段階で動産執行の規制を及ぼすことも許される」と述べておられる。このように貸金庫の内容物に対する銀行の占有が内容物全体につき一個の包括的な占有として成立していることからすると、徴収法58条の引渡命令においても、一括して引渡命令を発せざるを得ないものであり、また、先に述べたように引渡命令が引渡対象財産を差し押さえるための準備手続という実質を考慮すると、徴収職員が内容物全体の一括引渡しを受け差押えを行う段階で、差押制限等の動産執行の規制を及ぼし換価可能財産を選別することも許容されると解されるところである。

そもそも、徴収法58条の引渡命令は、第三者に対する滞納処分の予告であるとともに、滞納者の租税を徴収するために第三者に執行を行うためのいわば債務名義に相当するものと解されているのであり<sup>(9)</sup>、この引渡命令をもって、本判決の判示するところの民事執行手続における一括引渡請求権の差押えの場合に準じて内容物全体の一括引渡しを受ける際に換価対象財産を選別したとしても何ら徴収法の趣旨を損なうことはないものと考えられる。

なお、実際の引渡命令にあつては、あらかじめ、引渡対象とする財産

を「貴金属及び有価証券」というように具体的に指定することも可能であろう。しかし、これは特定の財産について引渡しを求める趣旨ではなく、包括的に一括引渡しを受けた後において差押対象とする財産を限定する趣旨と解され<sup>(10)</sup>、右財産以外は差押対象としないという意味において意義を持つに過ぎないものと解される。

#### ホ 徴収法58条の引渡命令における引渡方法

徴収法58条の引渡命令は、引渡対象財産の差押えを前提にしていることから、その引渡しの履行は、徴収職員が当該動産等を占有して差し押さえることが可能な状態にするものでなければならない。この点、本判決における民事執行手続に準じ、銀行が徴収職員の貸金庫室内への立ち入りを受忍するとともに、マスターキーの解錠及び副鍵による貸金庫の解錠(徴収職員に対し利用者が封印したまま状態の副鍵の交付)を行い、徴収職員が貸金庫を開扉しその内容物を取り出すことができる状態にすることをもって引渡しの履行がされたものと解することが可能と考える。

現実の滞納処分においては、徴収職員がこの引渡しを受けて貸金庫の内容物を選別し、換価価値のない財産並びに差押禁止財産を除いた換価可能な財産についてのみ差押えを行い、その他の財産は貸金庫に返戻することにより、引渡しが完了することになると解される。

また、引渡命令に基づいて引渡しが行われた場合において、貸金庫に換価可能財産が存在しなかった場合は、捜索調書を作成し「徴収法58条の引渡命令に基づき引渡しを受け、徴収法142条1項により貸金庫を捜索した旨」を付記する等、貸金庫を捜索した事績を明確にしておく必要がある。

#### ヘ 銀行の対応等

徴収法58条の引渡命令が発せられた場合に、銀行が貸金庫の内容物の引渡し(貸金庫の解錠)に応じたとしても、この引渡しは、法の強制に基づくものであり、利用者との関係において貸金庫契約上の債務不履行

となることはないものと解される。このことは、銀行が民事執行における引渡請求権の差押えに応じて貸金庫を開扉する行為、更には動産執行に応じる行為も債務不履行に当たらないと解されている<sup>(11)</sup>こととの対比においても肯定されるところである。

また、全銀協制定の貸金庫規定のひな型12条には、「法令の定め」により貸金庫の開扉を求められたときは、銀行が副鍵を使用して貸金庫を開扉する旨の約定が置かれているが、この「法令の定め」には滞納処分の執行が含まれると解されているところであり<sup>(12)</sup>、このことからしても銀行が徴収法58条の引渡命令に応じたとしても債務不履行となる余地はないものと解される。

この引渡命令によって指定される引渡期限は、原則として7日である（徴収法施行令24条3項）。引渡命令が発せられると、滞納者にもその旨の通知がされることとなる（同法58条2項）。また、引渡命令を受けた銀行も貸金庫契約上の通知義務を負うこととなり、その旨を利用者に通知することになると思われる。このことから、引渡期限までの間に滞納者によって貸金庫の内容物が引き出される可能性がある。しかしながら、利用者（滞納者）が貸金庫の内容物について引渡命令が発せられたことを知りながらこれを引出した場合には、徴収法187条1項の執行免脱罪を構成することも考えられ、また、引渡命令を受けた銀行がその対象となった財産を処分すれば、同条2項の滞納処分の執行を免れる目的でその財産を国の不利益に処分した場合に該当する可能性もあり<sup>(13)</sup>、その意味においては、銀行は間接的に貸金庫の内容物の現状維持義務を負っているとも考えられ、引渡命令を受けた場合には、銀行としても利用者の引き出しを制限する何らかの措置を採ることが必要になるものと解される。

## （2）貸金庫の搜索手続

滞納者所有の財産を占有する第三者が徴収法58条の引渡命令を受けても当該財産の引渡しに応じない場合、徴収職員は、同法142条2項1号に基づき右第三者の物又は住居その他の場所を搜索した上で右財産の差押

えを行うことになる<sup>(14)</sup>。

これを貸金庫契約でみると、本判決が貸金庫の内容物について銀行の占有を認めたことにより、銀行は徴収法142条2項1号にいうところの滞納者の財産を所持する第三者に該当する。したがって、銀行が同法58条の引渡命令の指定した期日までに貸金庫の内容物の引渡しに応じない場合、同法142条2項1号に基づく搜索の対象とされることになる<sup>(15)</sup>。すなわち、徴収職員は、銀行を相手方として貸金庫を搜索し、その内容物を差し押さえることになると解される。

また、この搜索に際し必要があるときは、徴収職員は同法58条3項に基づき銀行に貸金庫の解錠を求めることになり<sup>(16)</sup>、銀行がこれに応じない場合は、徴収職員が自ら解錠するか、金庫業者等の解錠技術者をして解錠する等の措置が採られることになる<sup>(17)</sup>。

なお、この搜索において銀行員が立会人となる場合は、搜索を受ける者の従業者として1名の立会いを要することになる<sup>(18)</sup>。

これまで、貸金庫は、滞納者の単独占有にあるものとして、滞納者をして搜索の相手方と解されてきたところであるが、今後は、銀行が徴収法56条の直接の動産執行に応じない場合は、同法58条の引渡命令を経た上で、同法142条2項1号に基づいて銀行を相手方として搜索を行うことになり、銀行が右動産執行に応じる場合と応じない場合とで搜索の態様が分かれることになると解される<sup>(19)</sup>。

### (3) 内容物引渡請求権に対する滞納処分

#### イ 内容物引渡請求権の差押えの可否

滞納処分手続において、金銭債権以外の動産等の引渡請求権も金銭的価値が認められる限りにおいて差押え対象とされることには問題がない(徴収法67条2項)<sup>(20)</sup>。しかしながら、貸金庫の内容物引渡請求権については、貸金庫の内容物全体を対象とする一括引渡請求権という性質を有するとされていることから換価価値のない物や差押禁止物も含まれている可能性があり、先の引渡命令の場合と同様、滞納処分手続においてこ

の一括引渡請求権の差し押さえが可能か問題となる<sup>(21)</sup>。

この点、滞納処分手続・民事執行手続ともに債権の回収を図ることを目的として、金銭的価値のある財産を執行対象とするものであり、本判決が貸金庫の内容物引渡請求権を貸金庫の内容物全体に対する一括引渡請求権の性質を有するとし、これを実体法上の権利として金銭的価値を認め民事執行手続における執行を肯定していることからすると、これを差し押さえるに当たって、滞納処分の場合と民事執行の場合とをあえて別異に解すべき理由はないものと解される。

また、公法関係の滞納処分の立場が私法関係の民事執行と本質的に異なるか否か（取り扱いを異にする必要があるか否か）を考察するに、徴収法においては、租税徴収の確保の観点から自力執行が認められ、同法58条に滞納者所有の財産を第三者が占有する場合の差押手続が定められているが、このことをもって私債権者と租税債権者をあえて区別する必要性はないものと考えられる。これらのことからすると、滞納処分においても、執行手続における選択肢の一つとして滞納者の有する貸金庫契約上の内容物一括引渡請求権を実体法上の権利として差し押さえることが可能と解される。

なお、この引渡請求権の差押えは、銀行がその履行に応じない場合は取立訴訟を経由しなければならないことから時間と費用がかかることにはなるが、利用者は内容物の取出しを禁止され、また、銀行も内容物の取出しに応じることが禁止されることから、内容物が保全されるという点では徴収法58条に基づく引渡命令の方法より優れているとも考えられ、今後は、滞納事案によって、より妥当な方が選択適用されることになると解される。

#### □ 内容物引渡請求権の取立て

動産引渡請求権が差し押さえられた場合、民事執行手続においては、差押債権者は第三債務者に執行官にこれを引き渡すことを求め得るに止まり（民執法163条1項）、また、第三債務者が任意の引渡しに応じない

場合、差押債権者は、第三債務者を被告として取立訴訟を提起し（同法157条）、勝訴判決を債務名義として強制執行の申立てを行うこととなる（同法169条）。

一方、滞納処分においては、債権を差し押さえた場合、徴収職員においてこれを取り立てることとされ（徴収法67条1項）金銭債権以外の被差押債権を取り立てたときは、これを差し押さえた上で換価処分に付することとされている（徴収法67条2項、同89条）。このため、貸金庫の内容物引渡請求権を差し押さえた場合においては、取り立てる内容物に換価価値のない物や差押禁止財産が混在している可能性がありその選別の方法が問題となる。

この点につき、本判決は、内容物引渡請求権の差押え後、執行官をして、貸金庫の内容物全体の一括引渡しを受けさせた上、売却可能性を有する動産の選別をさせるのが相当であると判示している<sup>(22)</sup>。この右民事執行手続との比較考慮からすると、滞納処分手続においても、内容物引渡請求権の差押え後、徴収職員が一括引渡しを受ける際に換価対象財産を選別することが許されるものと考え。すなわち、滞納処分においては、金銭債権以外の被差押債権を取り立てたときはこれを差し押さえることとされていることから、この差押えの際に差押禁止等の動産執行の規制を及ぼし、徴収職員が換価可能な財産を選別し、これを差し押さえて差押調書を作成することが可能であり、このように解しても滞納処分手続を逸脱するものではないと考える。また、これ以外の差押対象としない動産については貸金庫内に返戻することにより、内容物引渡請求権の差押えによる拘束が解かれることになると解される<sup>(23)</sup>。

ただし、銀行が内容物引渡請求権の取立てに応じ内容物の引渡しをなす場合に、貸金庫の中が空であったり、差押可能財産が何もない場合は、差押調書が作成されないことから内容物引渡請求権の履行があり貸金庫が開扉された事績が調書化されず滞納者に通知されないこと等、滞納処分の執行手続としては部分的な問題が考えられる。したがって、この場

合は、滞納処分の搜索の場合に準じて搜索調書を作成し、これに「内容物引渡請求権が履行されたことに伴い徴収法142条1項の搜索を実施した旨」を付言してその謄本を滞納者及び第三債務者に交付する等何らかの手当てが必要とならう。

なお、滞納処分による貸金庫の内容物引渡請求権の差押えに対して、銀行が徴収職員の取立てに応じない場合は、本判決の判示する民事執行手続に従って第三債務者である銀行を被告として取立訴訟を提起し勝訴判決を得た上で、これを債務名義として強制執行を申立てることになる。

- 
- (4) 徴収法基本通達58条関係7参照。
  - (5) 昭和35年の国税徴収法の改正前は、滞納者の動産又は有価証券については第三者が占有する場合も、何らの制限なく直接に差し押さえることができるものと解されていた。しかしながら、法律上の制限なしに占有を奪うことができる制度は妥当でないことから、第三者の権利を保護するための手続の一環として徴収法58条の引渡命令の制度が創設された(吉国二郎ほか編「国税徴収法精解(第14版)」3435頁・平成8年)。
  - (6) 民事執行においても、差押対象財産が債務者と第三者の共同所持にある場合は、その第三者が提出を拒まないときのみ差押え可能と解されている(第2章注3参照)。近藤崇晴「注釈民事執行法(5)」香川保一監修216頁・昭和60年、小倉順「注解民事執行法(4)」鈴木忠一=三ヶ月章編115頁・60年。
  - (7) 吉国二郎ほか編「前掲注5」435頁以下。
  - (8) 徴収法基本通達47条関係7参照。
  - (9) 吉国二郎ほか編「前掲注5」437頁。
  - (10) 本判決は、貸金庫契約上の引渡請求権は、貸金庫の内容物全体を対象とする一括引渡請求権であるから、特定の財産を対象として引渡しを請求することができないとして、特定の種類の動産に限定して引渡請求権の差押命令を申し立てられた場合は、売得金の配当を求める動産の範囲を限定したものと解するのが相当であると判示している(第4章4(5)参照)。徴収法58条の引渡命令においても財産の種類を指定して引渡しを求めたときは、右引渡請求権の差押えの場合に準じ「換価の対象とする財産の範囲」を限定した趣旨と解すべきであると考えられる。
  - (11) 北川弘治裁判官補足意見二の5(第4章注3)参照、西澤宗英「前掲注3」金法158号62頁以下、浅生重機「前掲注3」金法1571号24頁、鈴木尚久「前掲注3」金法1571号19頁。
  - (12) 北川弘治裁判官補足意見二の5(第4章注3)参照。座談会「民事保全をめぐる実務上の諸問題と対応策」金法1409号111頁以下、本田晃「大阪高裁平成7年11月21

- 
- 日判決の判例評釈」判タ945号280頁。
- (13) 吉国二郎ほか編「前掲注5」437頁。
  - (14) 吉国二郎ほか編「前掲注5」834頁。
  - (15) 徴収法58条の引渡命令によって指定される引渡しの際の期限は、一般に7日である(徴収法施行令24条3項、徴収法基本通達58条関係8)。
  - (16) 徴収職員は、先ず滞納者又は第三者に容器・金庫等の開扉を求め、これらの者が開扉に応じない場合に自ら開くべきである(国税徴収法基本通達142条関係7参照)。
  - (17) 第3章注11参照。
  - (18) 銀行員を立会人とする場合は、搜索を受ける第三者の従業員が立会うことを意味し、法的には1人の立会人で足りる。しかしながら、貸金庫の特殊性や利用者が貸金庫の内容物を整然と把握しているとは限らないことから、後のクレーム等も想定され、事実上2人以上の行員に立会いを求める等の配慮も必要であろう。
  - (19) 本判決以前から、徴収法142条2項1号に基づく貸金庫の搜索を提唱する見解もあった(上野隆司=石井眞司対談「貸金庫の差押え・仮処分・相続に銀行はどう対応すればよいか」金法1216号26頁、城下達彦氏「徴収事務のスムーズな進め方」月刊『税』昭和59年2月号113頁以下)。
  - (20) 同法基本通達62条関係1参照。
  - (21) 格納物の引渡請求権が差し押さえられた事例として、滞納処分による貸金庫の搜索を回避するため、「貸金庫契約に基づく貸金庫開扉請求権および格納物の引渡請求権」の差し押さえがされた事例が紹介されている(支店の視点「国税滞納処分のための貸金庫の搜索」金法1395号72頁)。この事例の被差押債権の内容は判然としないうが、貸金庫の開扉についての協力請求権に対する意味合いの差押えであれば滞納処分の差押えとしては問題がある。
  - (22) 本判決補足意見における北川弘治裁判官の指摘により、民事執行規則の一部を改正する規則が制定され、執行官は、法163条第1項により動産の引渡しを受けたときは受領調書を作成することとされ、執行官が引き渡しを受けた動産の内容が調書という形で明確にされることとなった(民事執行規則142条の2)。
  - (23) 北川弘治裁判官は補足意見において、「貸金庫の内容物の一切の引渡しを受けた執行官は、貸金庫室内において売却可能な動産を選別して受領し、これ以外の動産を貸金庫内に返戻することにより、当該動産については引渡請求権の差押えの拘束が解かれる(第4章注3参照)」と述べておられる。滞納処分においても、民事執行手続との対比からして同様の措置を採ることにより拘束が解かれるものと解すべきであると考えられる。このような理解に立っても、換価対象財産以外の物が混在している一括請求権の差し押さえが認められる以上、徴収職員においてその選別をすることも肯定されなければならず、また、差押対象外の動産の拘束を解く方法としてはやむを得ないものと考えられる。

## 終わりに代えて

貸金庫の内容物について、銀行の共同占有が認められたことにより、貸金庫の内容物に対する滞納処分においては、銀行が占有を放棄して徴収法56条の動産執行に応じるか否かによって滞納処分の方法が分かれることになり、銀行はその対応を迫られることとなった。

この点、北川弘治裁判官は補足意見において、銀行が動産執行に応じて、その占有を放棄し貸金庫を開扉したとしても、社会的に許容される行為として違法性を欠き、利用者との関係で債務不履行に当たる余地はないものと述べられている。このことは、公共目的のため国家機関によってなされる滞納処分の執行についても同様と解され、今後は、銀行が置かれている公共的地位にも配慮した客観的かつ公正な対応が期待されるところである。

また、銀行が右動産執行に応じない場合、本稿においては、貸金庫の内容物全体に対して包括的に徴収法58条の引渡命令を発することについて、貸金庫の内容物の一括引渡請求権が民事の債権執行手続の対象となる実体的権利と解されていることの比較考量からしても現行の徴収法の法解釈のなかでこれが可能との結論を導いた。しかしながら、同条の引渡命令が特定物に対するものと解されてきた観があること、内容物の金銭価値の有無が不明であり、更には差押禁止物が含まれている可能性があること等を考慮すると立法論的解決を図るべきとする考え方がない訳ではない。この見解を含め、多分に問題を含んだ論点があると思われるが、いろんな方からのご批判をいただければ幸いである。

最後に、貸金庫の調査は、徴収法142条の搜索権限に基づく以外にも、同法141条のほか、法人税法154条、所得税法234条、相続税法60条、消費税法62条等のいわゆる質問検査権に基づいて行われることがあるのでこの点についても敷衍しておきたい。

これらの質問検査権に基づく調査は、強制的に目的実現ができないという意味において任意調査と解されているところであるが、正当な理由がなくこれを

拒否した場合は罰則の適用があり間接強制を伴っている。これまで、この質問検査権による銀行調査は、戦後我が国の経済の自立のために貯蓄の増強が重要とされた昭和26年当時に発遣された通達に沿って実施されてきた経緯があるが、これは主に預金の調査手続きを定めたもので貸金庫の調査については特に触れられておらず、貸金庫の調査は、銀行に占有がないとされていたことと相まって利用者の立会いや同意を前提に行われてきた。

けだし、銀行にとって、貸金庫の利用者の保護は、極めて重要な責任であり、貸金庫に対する調査は慎重に実施されるべきことは論を待たないが、利用者を一律的に保護することをもって、脱税者等をして、公共目的をもってなされるこれらの調査から保護されることにも問題があると考えられる。この問題は、銀行の善管注意義務と相まって、国民の納税思想、銀行の公共的役割及び税務調査の必要性からも検討されなければならないが、近時の社会経済情勢の変化や本判決において貸金庫の内容物について銀行にも占有が認められたこと等からすると、この質問検査権に基づく銀行調査においても貸金庫の開扉が検討されるべき時期にあるように思われる。

## 〔参考資料〕

## 貸金庫規定（ひな型）

- 1 （格納品の範囲）(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

公社債券、株券その他の有価証券

貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類

貴金属、宝石その他の貴重品

前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

- 2 （契約期間等）この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する〇月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

- 3 （使用料）(1) 貸金庫の使用料は、〇〇記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年〇月の当行所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割り計算により支払ってください。

- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

- (注) 本条は例示的に規定したものであるから各銀行の取扱いに応じ適宜修正する。

- 4 （鍵の保管）貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会のうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当行が保管します。

- 5 (貸金庫の開閉等)(1)貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2)開庫にあたっては、当行所定の開庫依頼書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3)格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。
- 6 (届出事項の変更等)(1)印章を失ったとき、また、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2)届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 7 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)(1)印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2)正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- 8 (印鑑照合等)閉庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて閉庫その他の取扱いをしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。
- 9 (損害の負担等)(1)災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫

の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10 (解約等)(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、この他の第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

借主が使用料を支払わないとき

借主について相続の開始があったとき

借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

借主または代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項

の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (4) 第1項または第2項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行から請求がありしだい支払ってください。
- 11 (貸金庫の修繕、移転等) 貸金庫の修繕または移転その他のやむをえない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- 12 (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 13 (譲渡、転貸等の禁止) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることとはできません。
- 14 (保証人) 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

以上

- (注) 規定中アンダーラインを付した部分は、銀行によって取扱いが異なると思われる事項であるので、これらについては適宜修正してさしつかえない。